

## 第3章

# 「各部の運営方針と目標」に基づく取り組み

### 第1節 各部の取り組み

- 1 「各部の運営方針と目標」について
- 2 事業評価の取り組みについて

### 第2節 「各部の運営方針と目標」の達成状況について

- I 企画部
- II 総務部
- III 市民部
- IV 生活環境部
- V スポーツと文化部
- VI 健康福祉部
- VII 子ども政策部
- VIII 都市整備部
- IX 教育委員会事務局教育部

※個別事業の達成状況以外の記載は、平成29年5月確定の「各部の運営方針と目標」の内容です。

## 第1節 各部の取り組み

### 1 「各部の運営方針と目標」について

「各部の運営方針と目標」とは、市民の皆様に向けて「行政の説明責任」を果たすとともに、市による主体的な行政評価に基づく効率的で効果的な「成果重視の自治体運営」を前進させるために公表するもので、平成15年度から毎年度策定しています。

市では、毎年10月に市長・副市長・教育長が、各部ごとに部課長等との協議を重ねる「政策会議」を実施しています。この「政策会議」での議論を基礎として、市議会に提案した予算の確定を経て策定する「各部の運営方針と目標」は、行政サービスの責任を果たす市役所の代表であるとともに市民の信託を受けた「市民の代表」である市長が、「部の責任者」である部長と交わす「契約」として位置付け、市民の皆様公表しているものです。

### 2 事業評価の取り組みについて

事業評価は、各部が「各部の運営方針と目標」において掲げる概ね10の主要事業について「進捗状況の管理」や「成果の客観的な評価」を行うことで、効果的・効率的な市政運営を図るとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、平成14年度から導入し、平成29年度で16年目の取り組みとなります。評価は、個別事業評価表を用いて、中間評価（9月）、事後評価（3月）の2段階に分けて実施しています。

また、より客観的な評価を実現するため事業評価審査会※を設置し、総合的な観点から中間評価、事後評価を行うこととしています。

※企画部長、総務部長、企画部調整担当部長、総務部調整担当部長、企画経営課長、財政課長で構成

#### (1) 平成29年度の事業評価対象事業（92事業、96件）

所管部	事業数	個別事業評価表件数
企画部	12事業	12件
総務部	10事業	10件
市民部	7事業	7件
生活環境部	10事業	10件
スポーツと文化部	9事業	11件
健康福祉部	12事業	12件
子ども政策部	9事業	9件
都市整備部	12事業	14件
教育部	11事業	11件

## (2) 平成 29 年度の事後評価結果

事業評価審査会では、客観的で正確な評価を進めるため次の評価基準に従い評価をしています。

評価レベルのガイドライン	
「S」	当初計画時に想定していた成果を上回るもの
「1」	概ね計画通りの成果があったもの
「2」	当初計画時に想定していた成果の7割未満だったもの
「3」	取組方針の変更や、事業環境の影響により実施に至らなかったもの等

これらの基準に基づく平成 29 年度の評価結果は以下のとおりです。

所管部	「S」	「1」	「2」	「3」	計
企画部	-	12 件	-	-	12 件
総務部	-	10 件	-	-	10 件
市民部	-	7 件	-	-	7 件
生活環境部	-	9 件	1 件	-	10 件
スポーツと文化部	-	10 件	-	1 件	11 件
健康福祉部	-	11 件	1 件	-	12 件
子ども政策部	-	9 件	-	-	9 件
都市整備部	-	10 件	4 件	-	14 件
教育部	-	11 件	-	-	11 件
計	-	89 件	6 件	1 件	96 件
割合 (%)	-	92.7	6.3	1.0	100

第 2 節（次頁）では、個別事業（各部の運営方針と目標）の達成状況を掲載しています。

また、別冊（三鷹市自治体経営白書 2018 資料編）においては、事業のスケジュールや、活動指標等の詳細を掲載しています。

## 第2節 「各部の運営方針と目標」の達成状況について

### I 「企画部の運営方針と目標」の達成状況

企画部長兼企画部都市再生担当部長 土屋 宏  
企画部調整担当部長兼行財政改革担当部長 秋山 慎一

#### 1 部の使命・目標に関する認識

##### (1) 部の使命・目標

◇計画行政を着実に推進するとともに、市民のニーズや社会の変化に対応した新たな重要課題等に的確に対応するため、総合調整を図りながら、市民満足度の高い「民学産公の協働のまちづくり」を積極的に進めます。

◇行政サービスの質の向上と事務事業の効率化を図る行財政改革の推進等によって、財政の健全性を維持しながら持続可能な自治体経営を進めます。

◇市政情報を積極的に提供し、信頼性の高い開かれた自治体を実現します。

◇地域情報化の推進に取り組み、庁内 ICT 環境の適切なマネジメントを確立するとともに、更なる情報セキュリティの強化を図ります。

◇公共施設の整備・再配置に関する基本的な方針の調整等を行い、都市再生の総合的な推進を図ります。

##### (2) 各課の役割

企画部は、企画経営課、財政課、秘書広報課、情報推進課及び都市再生推進本部事務局の5課で構成され、基本構想・基本計画等に掲げる理念を実現するスタッフ部門として機能するため、①政策立案、②財政（予算・決算）、③行政評価、④行財政改革、⑤行政事務の情報化、地域情報政策、⑥秘書・広報、⑦男女平等参画・平和・国際化施策、⑧統計調査、⑨都市再生、⑩総合調整を推進する役割を担っています。また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

#### 2 部の経営資源（平成29年4月1日現在）

##### (1) 職員数

企画部職員46人（うち、他団体からの派遣職員1人）

職員比率（正規職員）企画部46人／市職員988人 職員比率 約4.7%

##### (2) 予算規模

平成29年度企画部予算額

一般会計 9,752,412,000円

そのうち特別会計への繰出金、市債の償還費及び予備費を除く事業費

一般会計 1,316,004,000円

### 3 部の実施方針

#### ◇「第4次基本計画（第1次改定）」等の着実な推進

「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」がオープンし、「防災」と「元気創造」の活動が広がり、新たな「民学産公の協働」のステージを迎える年度にあたり、「第4次基本計画（第1次改定）」の積極的な推進に向け、「最重点プロジェクト」である「都市再生」「コミュニティ創生」をはじめとした諸施策の総合調整を図り、高環境・高福祉のまちづくりを推進します。

また、「三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生の取り組み、「総合教育会議」における市長と教育委員会とのさらなる協議と調整、「三鷹市の教育に関する大綱」に基づく総合的な施策の推進、「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第1次改定）」に基づく男女平等参画社会の実現に向けた取り組み、「地域情報化プラン 2022（第1次改定）」に基づく ICT の利活用等を積極的に推進します。

#### ◇持続可能な自治体経営に向けた行財政改革の推進

「新・行財政改革アクションプラン 2022」に基づき、行政サービスの質と市民満足度の向上を図るとともに、施策の重点化とスリム化を推進します。

「事務事業総点検運動」、「公共施設総点検運動」、「対話による創造的事業改善」の実践を踏まえるとともに、セーフティネット機能の確保や新たなニーズ等への対応、最少の経費で最大の効果をあげるためのさらなる創意工夫等に努め、健全な財政運営による持続可能な自治体経営を推進します。

#### ◇市庁舎等の建替えをはじめとした都市再生の推進

第4次基本計画の最重点プロジェクトである「都市再生」の取り組みとして、公共施設の効率的な整備、運営及び計画的な再配置などに取り組み、既存社会資本の有効活用と環境との調和を図りながら、ハード、ソフト両面における「都市の質的向上」による命と暮らしを守るまちづくりを推進します。

本年度は、老朽化の進む市庁舎等の建替えに向け、基本的な理念や方針等を内容とする基本構想の策定に取り組みます。

#### ◇自治基本条例の定着と協働のまちづくりの推進

自治基本条例の普及・啓発に取り組むとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度など、同条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図ります。また、市政情報の積極的な提供に努めて市政への信頼を高めるとともに、地域の人財、情報、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用し、三鷹市政で培われてきた民学産公の参加と協働のまちづくりを総合的に展開します。

#### ◇地方分権の推進と自治基盤の強化

自治基本条例で掲げた「適切な政府間関係の確立」を図るために、地方交付税不交付団体である基礎自治体の立場から国等に積極的に問題提起を行います。また、行政評

価を始めとしたマネジメントシステムの改革を進めるとともに、新地方公会計制度におけるストックとフローに関する情報の利活用を検討するなど、自治基盤の強化に取り組めます。

◇情報セキュリティの更なる強化

国の「自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化の考え方」に基づき、インターネット接続方法や内部ネットワーク環境の見直しなどを行い、情報セキュリティの更なる強化を図ります。また、職員への研修や訓練等を実施することで、職員のセキュリティ意識の更なる向上に努めます。

4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	「第4次基本計画（第1次改定）」等の協働による推進	企画経営課
-----	---------------------------	-------

【当初計画】

平成29年度は「第4次基本計画（第1次改定）」の中期計画期間（平成27～30年度）の3年目となることから、これまでの取り組みを踏まえ、着実に事業を推進していくため、経営本部体制のもと、庁内等横断的な連携と総合調整を行い、積極的な事業展開を図ります。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、推進会議において事業の評価・検証や今後の取り組みの方向性などを議論し、親の妊娠期から出産・子育て期の希望を叶えるまちづくり等基本目標の実現に向けた取り組みを充実していきます。「教育に関する大綱」の推進にあたっては、総合教育会議を開催し、事業報告や事業展開について情報共有と意見交換を行い、教育、子ども、芸術文化、生涯学習、スポーツに関する施策を総合的に推進していきます。

【目標指標】

- ・「第4次基本計画（第1次改定）」等の着実な推進
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議による評価・検証
- ・総合教育会議による教育委員会と市長部局の一層の連携

【達成状況】

翌年度（平成30年度）は『第4次三鷹市基本計画（第1次改定）』の計画中期の最終年度に当たることから、計画中期における目標達成を見据え、経営本部体制のもと、庁内等横断的な連携と総合調整を行い、最重点プロジェクトである「都市再生」と「コミュニティ創生」を中心に着実に事業を推進しました。『まち・ひと・しごと創生総合戦略』については、地方創生推進交付金を活用した「三鷹版働き方改革応援プロジェクト」を中心に、これまで取り組んだ事業の評価・検証や、今後の取り組みの方向性などを議論しました。また、平成30年度には、総合戦略で定めた基本目標の達成状況について市民意向調査を行う予定ですが、どのような調査を行うことで、より効果的な検証ができるかを議論しました。『教育に関する大綱』の推進にあたっては、子ども本位の教育を実践していくため、総合教育会議において、「コミュニティ・スクールを

基盤とした小・中一貫教育」の充実と発展や、学校教職員のライフ・ワーク・バランスの推進などを中心に、意見交換を行いました。

(2)	持続可能な自治体経営をめざした行財政改革の推進	企画経営課 財政課
-----	-------------------------	--------------

**【当初計画】**

「新・行財政改革アクションプラン 2022」に基づき、行財政改革に取り組みます。新地方公会計制度については、総務省の「統一的な基準」に基づき、平成 28 年度決算に係る財務書類を作成・公表し、資産・負債などのストック情報を一覧的にとりまとめ、効率的な財政運営に繋げていくとともに、固定資産台帳の更新及び運用マニュアルの作成などに取り組みます。

また、職員提案制度を通じて提案された案件を含め「対話による創造的事業改善」による事業見直しや業務改善を実施します。さらに庁内会議等の効率的な運営などモデル的な取り組みを試行するとともに、全庁的な実践とするためのガイドラインの策定に取り組むなど、効率的・効果的な事務事業の推進に取り組み、総務部と連携した職員のライフ・ワーク・バランスの推進を図ります。

**【目標指標】**

- ・総務省の「統一的な基準」に基づく 28 年度決算の財務書類の作成・公開
- ・固定資産台帳の更新及び運用マニュアルの作成
- ・新たな事業見直し 10 件以上
- ・庁内会議運営ガイドライン（仮称）の策定

**【達成状況】**

新地方公会計制度については、平成 28 年度中の資産増減を固定資産台帳に反映するとともに、期末一括仕訳（勘定仕訳）などの作業を行い、平成 29 年 11 月に三鷹市全体の財務書類（速報版）を作成しました。また、平成 30 年 3 月には関係団体を加えた連結財務書類を作成し、固定資産台帳とあわせて公表を行いました。

職員提案制度について、職員の日頃の「気づき」や「アイデア」を業務改善等へ活かすため、様式の簡素化など所要の制度改正を行った結果、30 人から延べ 52 件の応募がありました。各提案について精査のうえ、14 件を「対話による創造的事業改善」の取組みのなかで所管部等と協議を行い、うち 10 件を事業化に結びつけました。また、行政評価支援システムのセルフチェック機能を活用し、所管部自らの課題認識から事業見直しの対象事業を抽出し、8 件を対象に「対話による創造的事業改善」の取組みを実施し、次年度予算編成に反映しました。庁内会議運営ガイドライン（仮称）については、部内において試行的に実施し、次年度に向けた取組みの検討を行いました。

(3)	市庁舎等の建替えをはじめとした都市再生の推進	都市再生推進本部事務局 企画経営課
-----	------------------------	----------------------

**【当初計画】**

市庁舎等の建替えについて、三鷹まちづくり総合研究所に設置した「庁舎等建替えに向けた基本的な枠組みに関する研究会」における最終報告書（平成 29 年 6 月予定）を踏まえ、市として新庁舎等整備に向けた理念や方針、機能、建設スケジュールなどを内容とする基本構想の策定に着手します。策定に当たっては、アンケート調査やワークショップ等の市民参加を実施し市民の意見を反映するとともに、利用しやすい庁内環境の整備に向け、執務環境を含む庁舎等利用環境調査を行います。

また、元気創造プラザに集約した旧施設（旧三鷹市福祉会館及び旧第一体育館、旧三鷹市社会教育会館）の解体工事を行います。

**【目標指標】**

- ・基本構想策定に向けたワークショップ等市民参加の実施
- ・庁舎等利用環境調査の着手
- ・元気創造プラザに集約した旧施設の解体工事の完了

**【達成状況】**

基本構想策定に向けた市民参加の取り組みとして「市民意向調査」「みたかまちづくりディスカッション」を実施しました。また、配置計画の検討を行う上での基礎情報となる敷地現況調査や庁舎利用環境調査も行いました。

元気創造プラザに集約後の旧施設である旧三鷹市福祉会館及び第一体育館については平成 30 年 1 月に解体工事が完了しました。旧三鷹市社会教育会館については、平成 29 年 7 月から工事に着手していますが、騒音・振動の低減など近隣住民への配慮を行いながら進めていること等から、工事期間を平成 30 年 5 月まで延長しました。

(4)	「債権管理条例（仮称）」の制定に向けた取り組み	財政課
-----	-------------------------	-----

**【当初計画】**

市税をはじめ、各種サービスに係る利用料金、貸付金の返還金など、市が保有する債権について、事務処理の基本ルール等を明確にし、更なる債権管理の適正化を図るため、「債権管理・回収検討プロジェクト・チーム（平成 23～25 年度）」における検討結果等を踏まえ、「三鷹市債権管理条例（仮称）」の提案を行います。

歳入の安定的な確保、債務者間の負担の公平性の実現に取り組むとともに、これまでと同様に、債務者（市民等）の置かれている状況を踏まえた債権管理を行っていきます。

**【目標指標】**

- ・「債権管理に関する基本的な考え方」のとりまとめ
- ・「三鷹市債権管理条例（仮称）」原案の提案（12 月議会）



<b>【達成状況】</b>	
<p>全庁アンケートにより債権管理に係る業務実態等を把握するなど、条例制定に向けて準備を進めました。また、9月議会で「債権管理に関する基本的な考え方」について行政報告を行い、12月議会に「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」の議案を提出し、平成29年12月21日に原案可決されました。さらに、平成30年度からの条例の趣旨の普及と定着に向けて検討を進めました。</p>	

(5)	「三鷹版 働き方改革応援プロジェクト」の推進によるライフ・ワーク・バランス社会の実現	企画経営課
-----	--	-------

**【当初計画】**

平成28年度に実施した「市内企業・事業所および従業員のライフ・ワーク・バランスに関する意識・実態調査」の結果を踏まえ、市内モデル企業・事業所に働き方改革支援者を派遣するモデル事業を実施します。その成果を検証し、企業・事業所によるライフ・ワーク・バランスが、自主的に推進されるよう仕組みづくりを検討します。

また、働き方改革応援セミナーの実施や啓発を通して市内企業・事業所の事業主、従業員、市民のライフ・ワーク・バランス意識を醸成し、自分らしい生き方や様々な働き方を選択できる社会の実現を目指します。

**【目標指標】**

- ・市内モデル企業等への働き方改革支援者（アドバイザー）の派遣：10社
- ・「三鷹版 働き方改革応援セミナー」：参加者目標延べ100人

<b>【達成状況】</b>	
<p>市内企業・事業所から9社に働き方改革モデル企業となっただき、働き方改革支援者（社会保険労務士）を派遣し、各社の実情に合わせた働き方改革に取り組んでいただきました。モデル企業選定に時間を要し、開始が遅れましたが、平成30年3月26日には「三鷹版 働き方改革モデル企業取組事例発表会」を開催し、第1部において全社からその事例や成果を発表いただき、62人の来場がありました。</p> <p>また、平成30年3月17日に実施した「三鷹版 働き方改革応援セミナー」（従業員向け）には25人、平成30年3月26日に実施した「三鷹版 働き方改革モデル企業取組事例発表会」の第2部に行った経営者向けセミナーには54人の参加があり、ライフ・ワーク・バランス推進の啓発に努めることができました。</p>	

(6)	ICT環境の整備及び利活用の推進と情報セキュリティ対策の一層の充実	情報推進課
-----	-----------------------------------	-------

**【当初計画】**

地域情報化プラン2022（第1次改定）に基づき、ICTを利活用した安全安心な地域社

会の実現と、より利便性の高い市民サービスの提供、市民間の豊かな情報交流を目指します。庁内の情報システムについては、文書管理システムや財務会計システム等が更新期を迎えるため、業務の効率性向上と情報セキュリティのバランスを考慮しながら、職員研修の充実を図るなど円滑な更新を行います。

また、Wi-Fi 環境の整備については、地域 BWA（広帯域移動無線アクセス）システムを活用した公共サービス等の推進を図るため、実証事業を関連団体と連携して実施します。情報セキュリティ対策については、総務省が示した「自治体情報システム強靱性向上モデル」を踏まえ、インターネットに接続するネットワークと庁内の内部事務系のネットワークを分離し、さらにインターネットへの接続は、東京都が構築した都区市町村情報セキュリティクラウドを経由して行うための仕組みを構築します。なお、情報へのアクセスを適切に行うため導入したマイナンバー利用事務系における二要素認証についても適切な運用を図り、情報セキュリティの更なる向上を図ります。また、サイバー攻撃に対する訓練等を実施することで職員のセキュリティ意識を高め、対応力の向上に努めます。

**【目標指標】**

- ・ 内部情報システム及び財務会計システムの更新
- ・ 都区市町村情報セキュリティクラウドへの接続
- ・ インターネット接続系環境と内部情報系環境等のネットワーク分離
- ・ 標的型攻撃メール訓練での開封率 0 %

**【達成状況】**

「三鷹市地域情報化プラン 2022（第 1 次改定）」に基づき、ICT 環境の整備と利活用を推進するため、地域情報化推進協議会及び地域情報化プラン推進会議を開催しました。総務省が示す「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき、各情報セキュリティシステムを構築し、適切な運用を図るとともに、内部情報・財務会計システムの更新により、職員の事務の効率化、利便性の向上に努めました。地域 BWA システムについては、基地局設置が一部完了したことから、次年度以降に実証事業を進めていきます。

(7)	三鷹ネットワーク大学推進機構の機能強化に向けた民学産公の連携の推進	企画経営課
-----	-----------------------------------	-------

**【当初計画】**

NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、「三鷹まちづくり総合研究所」や「三鷹の森 科学文化祭」などの取り組みを推進します。平成 28 年度に実施した「みたか都市創造サロン」における成果等を踏まえ、緊密な連携を図りながら、新たな政策課題に関する研究を進めます。

引き続き、三鷹ネットワーク大学推進機構と連携し、大学、研究機関、事業者、市民との協働による民学産公の取り組みを通じて、地域の活性化や人材の育成等を図ります。また、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団と連携し三鷹中央防災公園・元気創造プ

ラザを拠点とした講座の開催など、三鷹ネットワーク大学の特徴を生かした事業展開を支援します。

**【目標指標】**

- ・講座の充実による、新規受講登録者数 900 人及び受講満足度 90%以上
- ・みたか太陽系ウォークの参加満足度 95%以上

**【達成状況】**

正会員・賛助会員等との連携を図り、233 件の講座等を実施し、講座申込者数のべ 13,525 人、新規受講登録者数 792 人、受講者満足度 86.7%となるなど、概ね目標を達成することができました。引き続き、市民ニーズ等を踏まえた新規講座の実施に向けた取り組みを進めます。みたか太陽系ウォークについては、関連商品の開発支援を行うとともに、SNS の積極的な活用や市内外のイベントとの連携を図りました。週末の天候不良により、参加者数は前年度から微減の 3,256 人（▲123 人）となりましたが、満足度は 91%となりました。

平成 29 年 6 月に、鈴木典比古氏（国際教養大学理事長・学長）が新理事長に就任したことから、特別講演及び市長対談を行いました。11 月に、海上・港湾・航空技術研究所が正会員となったことを記念して、連続講座を開催しました。その他、「2025 年問題」に関するこれまでの取組を踏まえつつ、超高齢社会に向けた三鷹市の地域力の向上に資する研究を進めました。

(8)	市政への共感と信頼に基づく寄付文化の醸成	企画経営課
-----	----------------------	-------

**【当初計画】**

ふるさと納税制度による市民税の大幅な減収が顕在化していることなどから、三鷹市の風土にあった寄付文化の醸成を図ります。新たに、クレジットカード決済開始による利便性の向上に取り組むとともに、返礼品競争とは一線を画しながら、市内外から広く寄付を募るため、市ホームページ上での特設サイト開設や、魅力ある寄付メニューの創設などを、積極的に進めます。

**【目標指標】**

- ・新たな寄付メニューの創設 2 項目以上

**【達成状況】**

市 HP におけるふるさと納税特設サイトの開設・リニューアル及び民間のふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」を活用し、新たに創設した寄付メニューを含めた三鷹市の魅力ある事業について、積極的に全国へ PR を行いました。また、寄付のインターネットでの申込とクレジットカード決済での受付開始により、寄付者の利便性の向上が図られたことから、広く市内外から寄付を募ることができ、前年度を大きく上回る寄付を募ることができました。

山本有三記念館の改修工事で新たに実施したクラウドファンディングについても、当初目標としていた 300 万円を大きく上回る 500 万円以上の寄付を募ることができ、

大きな成果を挙げることができました。

平成 30 年度は、29 年度に実施したクラウドファンディングの検証と新たな寄付メニューの創設を検討するとともに、引き続き市の魅力ある事業の PR に努めながら、返礼品についても検討を進めていきます。

(9)	社会保障・税番号制度への対応	情報推進課
-----	----------------	-------

**【当初計画】**

マイナンバーを活用した他市区町村等との情報連携を開始し、各種申請手続きの添付書類削減を図るとともにマイナポータルや子育てワンストップサービスの利用に向けた検討を進め、システムの整備を実施します。特定個人情報の保護に関しては、制度導入に伴って実施した特定個人情報保護評価（PIA）について、関係部署への職員研修、内部監査、評価書の見直しを行い、特定個人情報の安全管理措置や適正な運用を図ります。

また、マイナンバーカードの公的個人認証機能など、マイナンバー制度で導入された新たな仕組みの活用について、市民サービスの向上に向けた検討を進めるとともに、市民及び事業者に対して、制度全般に関する内容、マイナンバーカードの普及やマイナポータルの利用等について、継続的な周知・広報活動を行います。

**【目標指標】**

- ・情報連携及びマイナポータルの利用開始に向けたシステム整備
- ・特定個人情報保護評価の適正な運用
- ・市民や事業者への周知・広報など制度の適切な運用の推進

**【達成状況】**

情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の開始に向け、符号取得及び中間サーバーへの副本登録等のシステム整備を図り、平成 29 年 11 月より情報連携を開始しました。マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスについて、庁内の関係部署との協議・調整及びサービス開始に向けたシステム整備を図りました。特定個人情報保護評価の適切な運用を図るため、評価対象部署の職員に対しての研修、自己点検及び内部監査を実施し、特定個人情報の安全管理措置やリスク対策の周知・徹底を図りました。また、制度に関して市民等に向けた広報活動を行うとともに、マイナンバーカードの交付手続きや情報連携及びマイナポータルの開始に関しての周知を図りました。

(10)	男女平等参画及び平和施策の更なる推進	企画経営課
------	--------------------	-------

**【当初計画】**

「男女平等参画のための行動計画 2022（第 1 次改定）」に基づき、男女平等参画講座

や「こころの相談」、名称を「Shall we?」に改めた男女平等参画啓発誌の発行など各種男女平等参画推進事業を実施します。女性センター機能の充実については、親子料理教室（仮称）の実施など生涯学習センターとの連携、女性交流室、男女平等参画情報提供コーナーの利用促進を図ります。

平和施策については、引き続き、関連団体との協働により8月の平和強調月間における平和のつどいを開催するほか、各種展示、講座等の実施を通して平和意識の醸成に努めます。また、戦争の記憶と平和の願いを次世代が受け継ぐために、市民の戦争体験談や資料を記録し保存していくアーカイブ化事業を推進し、「みたかデジタル平和資料館」の充実とPRに取り組みます。

**【目標指標】**

- ・男女平等参画講座等：参加者目標延べ200人以上
- ・「こころの相談」利用者数の増加
- ・平和推進関連事業：参加者数目標延べ3,600人以上
- ・みたかデジタル平和資料館掲載コンテンツの充実

**【達成状況】**

「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022（第1次改定）」に基づき、男女平等参画社会の実現に向けて各種啓発事業を例年どおり実施しました。男女平等参画講座については、全2回のうち1回について同計画において検討することとしていた「多様な性の理解と差別防止に関する講座等の実施」として「子どもと学校にとってのLGBT(Q)」と題して実施しました。また、新たに「パパッと親子料理教室（全3回）」を開催し、父親の家事・育児への参加を促進しました。さらには、男女平等参画啓発誌名を「Shall we?」に改め、読者層の拡大に努めました。

平和施策の推進については、8月の平和強調月間及び3月の東京都平和の日を中心とした平和関連事業を実施することで戦争の記憶と平和への願いを次世代へ継承することに努めました。例年作成している平和カレンダーについては、30作品目に当たったことから、過去の表紙作品を展示に加えた「平和の絵展」や入選作品の表彰式を行うなどして若い世代の平和意識の醸成を図りました。また、みたかデジタル平和資料館掲載コンテンツの充実を図るため、戦争体験談のアーカイブ化を推進しました。

(11)	外国人を含む観光客の満足度向上に向けた自治体間連携の推進	企画経営課
------	------------------------------	-------

**【当初計画】**

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、外国人を含む観光客のさらなる増加が見込まれることから、近隣市と連携した観光客のニーズや現状の課題についての調査・分析に取り組みます。また、その結果を踏まえ、飲食店等の事業者に対し、観光客の受け入れ態勢の充実に向けた支援を実施することで、地域全体で満足度の高いサービスを提供できる環境づくりを目指し、まちの魅力の発信力強化を図ります。事業の実施にあたっては、東京都市長会の多摩・島しょ広域連携活動事業助成金（補助率10

／10) を活用します。

**【目標指標】**

- ・近隣市における共通課題の検討
- ・観光客のニーズ等に関する現状調査の実施と分析
- ・調査結果を踏まえた実証事業の実施

**【達成状況】**

三鷹市及び武蔵野市等の観光について、インターネット調査（日本人向け）と現地聞き取り調査（外国人対象）を実施し、観光客の認知度は低いが関心度の高い観光資源の効果的な周知や、外国人観光客の関心が集中する「食」というコンテンツの活用等、今後の取り組みに資する観光資源の実態や市場ニーズの把握ができました。

また、両市内飲食店を対象にしたセミナーでは、調査結果を踏まえた誘客のポイントについて情報提供を行いました。一方、今回のモデル事業の主なターゲットである飲食店は、各店舗において観光客対応への意識の差が大きく、課題認識の共有及び気運醸成に課題が残りました。今後は、各店舗・事業所の状況に応じた誘客支援を行い、2020年東京オリンピック・パラリンピック等の開催に伴う本格的な観光需要に対応し得る、広域連携による観光環境整備につなげます。

(12)	オープンデータ・ビッグデータの提供と利活用に向けた検討	企画経営課 秘書広報課 情報推進課
------	-----------------------------	-------------------------

**【当初計画】**

国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」及び三鷹市が策定した「地域情報化プラン2022（第1次改定）」等を踏まえ、行政の透明性・信頼性の向上、「民学産公」の協働の推進、地域経済の活性化をはじめとする地域課題の解決を目的として、市が保有する多様な情報を二次利用が可能なデータとして公開する「オープンデータ」を計画的に推進します。

市が保有する行政情報のオープンデータ化を進める際の取り組み方針を策定し、市ホームページ等において順次データの公開を進めていきます。また、公開するデータの種類や提供方法の拡大など、効果的な運用方法の検討を行うとともに、オープンデータの推進に関する全庁的な理解や意識啓発を図るため、職員向けの説明会を実施します。

なお、行政機関や民間企業が保有する多種多様で膨大なデータである「ビッグデータ」については、利活用における技術動向の把握に努めるとともに、国が提供するRESAS（リーサス）等を用いて地域分析や政策提案の検討を行います。

**【目標指標】**

- ・オープンデータ化に向けた取り組み方針の策定
- ・オープンデータ・ビッグデータの利活用に向けた検討
- ・オープンデータ提供ページの開設

#### 【達成状況】

国の計画等と整合を図り、地域情報化推進協議会等から意見聴取しながら「三鷹市オープンデータの推進に関する取組方針」を策定しました。オープンデータの公開に際しては、庁内において管理運用会議を設置し、公開データの適正性等の確認を行ったほか、東京都カタログサイトとも連携し、オープンデータの利用促進を図りました。

データ活用の研修会については、基本計画の改定を踏まえ、継続的な取り組みとして実施します。

## Ⅱ 「総務部の運営方針と目標」の達成状況

総務部長	伊藤 幸寛
総務部調整担当部長	一條 義治
総務部危機管理担当部長	大倉 誠

### 1 部の使命・目標に関する認識

#### (1) 部の使命・目標

◇市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために必要な政策法務能力を育成・向上し、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政の推進に取り組みます。

◇市民要望や社会状況の変化に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保と育成に努めます。

◇市庁舎など市民センター内の施設・設備について適切な管理を行うとともに、適正な契約事務の執行に取り組みます。

◇災害等から市民の生命と財産を守るため、防災施設を整備するとともに、地域や関係機関等との連携・協力体制を強化し、災害等に強いまちづくりを推進します。

◇市民の安全と安心を確保するため、防犯設備の整備等を支援するとともに、市民・事業者・関係機関等と協働で、安全安心のまちづくりを推進します。

◇良好な地域環境を計画的に整備するため、公共事業の執行に不可欠な公共用地などの円滑な取得に取り組みます。

◇透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに、総合オンブズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

#### (2) 各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、契約管理課、防災課、安全安心課、土地対策課、相談・情報課の7課で構成され、効率的で開かれた自治体・21世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、①条例、規則等の制定改廃、②市議会との調整、③職員人事管理、人財育成及び労働安全衛生、④庁舎管理、⑤契約事務、⑥災害時等の危機管理、⑦安全安心のまちづくり、⑧公共用地取得、⑨市民相談、⑩情報公開・個人情報保護、など幅広い業務に取り組んでいます。

### 2 部の経営資源（平成29年4月1日現在）

#### (1) 職員数

総務部職員 55人（うち、他団体からの派遣職員 1人）

職員比率（正規職員）総務部 55人／市職員 988人 職員比率 約 5.6%



## (2) 予算規模

平成 29 年度総務部予算額

一般会計 13,510,540,000 円（人件費 9,303,124,000 円を含む。）

そのうち人件費を除く事業費予算額

一般会計 4,207,416,000 円

## 3 部の実施方針

### ◇自助と共助と公助の強化による防災力向上の取り組み

震災等災害時の被害を最小限に食い止めるため、防災訓練や防災出前講座の実施、災害時在宅生活支援施設の整備、総合防災センターの適切な運用による危機管理体制の強化等に取り組み、市民の自助、地域の共助及び市の災害対策本部体制の強化を図ります。

### ◇安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進めるとともに、安全安心パトロール車によるパトロールの強化など、総合的な安全安心体制の充実を図ります。また、「振り込め詐欺」をはじめとした犯罪被害防止に向けた対策を三鷹警察署と連携して推進します。

### ◇ライフ・ワーク・バランスの推進と職員力の向上及び職員定数の適切な管理

ライフ・ワーク・バランスの推進を図るため、各主管課において、より徹底した時間外勤務の自主管理を行い、職員の時間外勤務縮減に取り組むとともに、ストレスチェック結果の活用、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく各特定事業主行動計画の推進などにより、職員の総合的な健康管理に努めます。

また、優秀な人材の確保と専門性の向上等に取り組み、職員力、組織力の維持向上を図るとともに、事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、継続的に職員定数の適切な管理を行います。

### ◇入札制度等の見直し

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保への配慮、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度等の継続的な見直しを行います。

### ◇新たな行政不服審査制度の適切な運用

行政不服審査法改正に伴い、新たに設置した三鷹市行政不服審査会や審理員など、不服申立てに関する新制度の適切な運用と推進を図ります。

#### 4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	総合防災センターの適切な運用等による危機管理体制の強化	防災課
-----	-----------------------------	-----

##### 【当初計画】

災害発生時に災害対策活動の中核となる元気創造プラザについて、平常時から災害時への迅速かつ適切な機能転換を図るためのマニュアルを策定するとともに、より実践的な関係機関連携訓練を実施します。

災害対策本部の運営を確実にを行うため、情報収集・集約の中心となる災害情報システムの操作・運用訓練（研修）を実施するとともに、職員の危機管理能力向上研修を実施し、危機管理体制の強化と職員の災害対応力の向上を図ります

##### 【目標指標】

- ・災害時機能転換マニュアルの策定
- ・研修等の実施による危機管理体制の強化

##### 【達成状況】

元気創造プラザが災害対策本部拠点として確実に機能するように、防災関係機関や指定管理者等と協議し、災害時機能転換マニュアル（案）を策定しました。今後、防災関係機関連携訓練の結果を踏まえ、各機関との連携内容や初動活動等を追記し、マニュアルの策定を目指します。また、平成 27 年度より市職員悉皆研修として実施している危機管理能力向上研修や、平成 29 年度に導入した災害情報システムの操作担当者を対象とした災害情報システム操作研修を通して、職員の危機管理体制の強化を図っています。

(2)	市民の自助と地域の共助の強化による防災力向上	防災課
-----	------------------------	-----

##### 【当初計画】

市民のニーズに応じた防災出前講座の開催や地域の特性を踏まえたミニ防災訓練を積極的に実施することにより、市民の自助と地域の共助による防災力の強化を図ります。

また、町会、自治会等の協力を得ながら、災害時に在宅避難者の支援拠点となる災害時在宅生活支援施設を拡充します。

##### 【目標指標】

- ・防災出前講座及びミニ防災訓練の実施（年間 80 回以上）
- ・災害時在宅生活支援施設の整備（2 か所）

##### 【達成状況】

防災出前講座は計 55 回、ミニ防災訓練が計 28 回、計画通り実施・支援を行いました。これによりまちづくり指標（協働指標）である防災訓練参加者数は平成 29 年度 23,825 人となりました。次年度も中期目標（平成 30 年度）25,500 人の達成に向けて、多世代が参加できる防災訓練を実施していきます。災害時在宅生活支援施設の整備に

については、当初目標を2か所（上連雀・井の頭）整備としていましたが、上連雀地区では整備が完了し、井の頭地区では運営する町会と協議を進めた結果、整備箇所及び既存資器材の確認にとどまり、整備まで至りませんでした。次年度も継続して、町会内での取組方針の検討に対して丁寧な対応を行い、整備を目指します。

(3)	職員のライフ・ワーク・バランスの推進	職員課
-----	--------------------	-----

**【当初計画】**

完全一斉定時退庁日、各課で定める定時退庁日（ライフ・ワーク・バランス推進デー）、絶対退庁時間等の徹底により、時間外勤務の縮減に取り組むとともに、企画部と連携しライフ・ワーク・バランスの推進を図ります。また、ストレスチェックの実施とその結果を踏まえた適切なフォローを行うなどメンタルヘルス対策を推進するとともに、年次有給休暇の取得を促進します。

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく各特定事業主行動計画で定めた目標達成に向けて、子育てに関する諸制度の周知、職場環境の整備、職員の意識改革等に取り組めます。

**【目標指標】**

- ・時間外勤務の縮減と年次有給休暇取得日数の増
- ・ストレスレベルの把握及びメンタルヘルス不調の未然防止と適切な支援

**【達成状況】**

平成29年11月に「三鷹市職員の働き方改革検討チーム」を設置し、各部署における時間外勤務等の主な要因と課題を抽出して取組の方向性等の検討を行うとともに、繁忙期における組織的な応援体制の構築や臨時職員の計画的な雇用等の取組について試行的に実施しました。また、庁内ヒアリング時等に健康障がいリスクが高まるとされる過重な時間外労働に対して適正管理を促すほか、完全一斉定時退庁日等の取組を継続して実施しました。これにより、一人当たりの年間時間外勤務時間数は前年度比5.4時間（3.5%）の減、年次有給休暇取得日数は0.3日（2.3%）の増となりました。また、健康診断とあわせて実施したストレスチェックについては高ストレス者への面談（産業医及び保健師）を行うとともに、マインドフルネスをテーマにしたメンタルヘルス研修を実施するなど、メンタルヘルス対策の充実を図りました。次年度は、「三鷹市職員の働き方改革推進基本方針（仮称）」を策定するとともに方針に基づく取組を実施し、全庁的な職員の働き方の改革を推進していきます。

(4)	市民センター内駐車場等の整備の推進	契約管理課
-----	-------------------	-------

**【当初計画】**

市民センター内に立体駐車場を整備するため、平成28年度から29年度にかけて行う

設計業務を踏まえ、建設工事に着手します。また、和洋弓場と一体になった駐輪場の整備に向けて実施設計を完了します。

第一体育館の解体工事等に伴い、市民センター利用者の駐輪場を確保するため、三鷹市役所バス停北側の市有地に暫定駐輪場を整備します。

**【目標指標】**

- ・ 立体駐車場の実施設計を完了し立体駐車場建設工事に着手
- ・ 暫定駐輪場の整備を完了し7月に運用を開始

**【達成状況】**

立体駐車場及び駐輪場の整備に向けた実施設計を完了しました。

立体駐車場については平成 30 年 10 月完成を目指して整備工事の契約を締結しました。

第一体育館の解体工事等に伴い、市民センター利用者の駐輪台数が減少するため暫定駐輪場を整備して駐輪台数を確保しました。

(5)	人財育成基本方針に基づく職員力の向上及び職員定数の適切な管理	職員課
-----	--------------------------------	-----

**【当初計画】**

職員の意欲・資質・能力を高め、職員力の向上を図るため、能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、人事制度・給与制度・職員研修の検証と改善を進めるなど、組織的な人財育成を推進します。また、職員の専門性の向上を目指し、業務に有用な資格取得の支援を行います。

職員定数については、市民ニーズに適切に対応し、市民満足度の向上を図るため、必要な配置を行うとともに、事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、職員定数の適切な管理を行います。また、職員の年齢構成や職種を考慮した職員採用試験を実施し、優秀な人財の確保に努めます。

**【目標指標】**

- ・ 昇任・昇格選考制度の改正
- ・ 資格取得に係る経費助成制度の運用
- ・ OJT 研修の実施
- ・ 職員の新規採用、再任用職員の配置及び職員の適正配置
- ・ 職員定数の適切な管理

**【達成状況】**

職員研修については、本年度より職員の資格取得に対する経費を助成し、職員の専門性向上に係る取組の充実を図りました。次年度以降も職員・職場のニーズを捉えた研修としていくため、研修の体系や内容について研修委員会等で意見を聞きながら検証と改善に取り組みます。また、職員定数については、事業の拡充等による職員配置を行う一方、学校給食調理業務の委託化や北野ハピネスセンターの指定管理者制度導入等による見直しを行うなど、適切な管理に取り組みました。今後も、効率的な行政

運営と適切な市民サービスの提供の両立を図ることのできる職員配置に引き続き取り組みます。このほか、採用試験については、募集要項の設置場所を増やしたり、大学等が開催する就職説明会に積極的に参加するなど、募集に関する周知を幅広く行った結果、前年度を上回る受験者数を確保することができた一方、合格者の採用辞退も課題であることから、受験者確保に向けて継続的に取り組むとともに、辞退者を出さないための対策についても検討します。

(6)	災害対策本部・防災関係機関連携訓練等による公助の強化	防災課
-----	----------------------------	-----

**【当初計画】**

災害対策本部の運営についての実践的な訓練を実施し、市職員の危機管理能力の強化及び市組織の初動態勢を確保するとともに、災害時応援協定を締結している関係機関等の参加を得て、協定内容を実践する関係機関連携訓練を実施し、公助の強化を図ります。また、関係機関連携訓練の計画から準備のプロセスの中で課題を確認しつつ、協定締結機関ごとの災害時活動マニュアルを検討します。

**【目標指標】**

- ・実践的な災害対策本部訓練の実施
- ・防災関係機関連携訓練の実施による連携強化
- ・災害時活動マニュアルの検討

**【達成状況】**

防災関係機関と連携強化を図るために、平成 30 年 2 月 18 日に防災関係機関 40 団体（129 人）が参加する防災関係機関連携訓練を実施しました。また、防災関係機関連携訓練と災害対策本部運営訓練を同日に実施し、訓練準備のプロセスも含めて関係機関と連携することで、より災害時を想定した訓練につながったほか、災害時の活動イメージの共有化を図ることができました。また、市の生活用水給水活動については、手順や必要資器材についてマニュアルを作成していなかったことから、今回の訓練を通してマニュアル化し、担当職員との共有を図りました。

(7)	新たな行政不服審査制度の確実な運用	相談・情報課 政策法務課
-----	-------------------	-----------------

**【当初計画】**

改正行政不服審査法に基づく審理員制度及び三鷹市行政不服審査会の確実な運用を推進します。

審理手続きについては、審理員と的確な連絡調整を図り、適宜支援とサポートを行います。また、行政不服審査会については、委員の充実した調査審議につなげるため、資料の収集、提供等の適切な運営を図ります。

【目標指標】

- ・ 審理員による適切な審理手続き
- ・ 行政不服審査会の円滑な運営

【達成状況】

本年度は、改正法下において初めての審理員による審理と行政不服審査会による調査審議となりましたが、いずれも適切な期間内で審理員意見書及び答申書の提出がなされ、新たな行政不服審査制度を適正に運用することができました。また、制度の確実な運用を図るため、総務省による制度説明会や近隣市による制度研究・意見交換会に参加し、事務処理体制や手続事例などについて情報収集に努めました。

(8)	政策法務と争訟法務の的確な推進	政策法務課
-----	-----------------	-------

【当初計画】

主管課と連携・協力した条例等の立法作業や政策法務研修の実施などによって、職員と組織の政策法務能力の一層の向上を図ります。

また、的確な争訟法務の推進により、争訟等の未然防止を図るとともに、提起された事案については、顧問弁護士及び関係各課と緊密に連携し、適切かつ確実な対応を図ります。

【目標指標】

- ・ 政策法務研修等による政策法務能力の一層の向上
- ・ 顧問弁護士及び関係各課と緊密に連携した対応による争訟法務の推進

【達成状況】

文書実務基礎研修及び文書管理システムを2回、政策法務研修を1回、法制執務研修を1回予定どおり実施することにより、文書管理能力及び政策法務能力の向上を図ることができました。アンケート結果は、政策法務研修が満足度98%、法制執務研修が87%と高い評価を得ることができました。

訴訟については、顧問弁護士及び関係各課と緊密に連携し、適切かつ確実な対応を図り、2件が全面勝訴となりました。

(9)	入札制度等の継続的な見直し	契約管理課
-----	---------------	-------

【当初計画】

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保への配慮、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度等の継続的な見直しを行います。

また、備品登録事務を的確かつ効率的に実施するため、物品購入契約締結後の事務手順等を解説した備品管理事務の手引きを作成します。

【目標指標】

- ・入札制度等の継続的な見直し
- ・備品管理事務の手引きの作成

【達成状況】

備品管理事務の手引きについて、各課からの問い合わせの多い内容も含め、備品管理事務における手順等を記載した手引きを作成し、各課へ周知しました。

小額契約受注希望者登録制度については、平成 28 年度の契約実績調査を行うとともに、新規登録事業者の募集に関して広く周知し、2 か年度に一度となる登録事業者リストの更新作業を行いました。また、小額契約受注希望者の登録者数は、平成 30 年 4 月 1 日現在 38 者となり、前年度比で 3 者増となりました。引き続き市内事業者の受注機会拡大に向けて取組を進めます。

(10)	防犯カメラの設置等による安全安心のまちづくりの推進	安全安心課
------	---------------------------	-------

【当初計画】

犯罪の抑止と地域の防犯力の向上を図るため、商店会や町会などの団体が連携して行う防犯カメラの設置を支援するとともに、生活安全推進協議会での検討等を踏まえ、市独自の防犯カメラを設置します。また、防犯カメラ設置地区の歩道上に「防犯カメラ設置地区」の路面シールを貼付し啓発を行うことにより、さらなる犯罪抑止効果と地域の防犯力の向上を図ります。

市民協働パトロールの拡充と一層の充実を図るため、様々な機会をとらえ、団体の新規加入や若年層を含めた参加の促進を働きかけます。

生活安全推進協議会と協働で安全安心のまちづくりをさらに推進します。

【目標指標】

- ・街頭防犯カメラの設置（3 地区 9 台、市独自 2 台 合計 11 台）
- ・路面シールの貼付（1 地区 3 枚 全 15 地区）

達成状況

3 団体に計 9 台の街頭防犯カメラ設置を補助し、市内の街頭防犯カメラは教育委員会が設置したものを含め計 193 台となりました。また、啓発用路面シールを街頭防犯カメラ設置地区の入口に貼付することで、地区全体の犯罪抑止効果の向上を図りました。街頭防犯カメラの設置拡充に向けて、町会・商店会等を対象に防犯カメラの果たす効果について地域の理解を得るよう、引き続き三鷹警察署と連携して啓発を進めます。

### Ⅲ 「市民部の運営方針と目標」の達成状況

市民部長 遠藤 威俊  
市民部調整担当部長 田中 二郎

#### 1 部の使命・目標に関する認識

##### (1) 部の使命・目標

◇窓口での手続きや制度変更に関して、市民への分かりやすい説明や行政手続きの電子化に努め、迅速で質の高い市民サービスを提供することにより、市民満足度の向上に努めます。

◇自治体経営の基盤である財政の健全性維持のため、市の財源の根幹である市税等の収入の確保に努めます。

◇国民健康保険財政の健全化に努めます。

##### (2) 各課の役割

市民部は、市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課の5課で構成され、各種届出、証明等市民サービスの提供と自治体経営の基盤となる財源の確保を行うため、①戸籍、住民記録、国民年金等の業務及び市政窓口の運営、②市民税、固定資産税等市税の課税業務、③市税等の収納業務、④国民健康保険・後期高齢者医療業務を行っています。

#### 2 部の経営資源（平成29年4月1日現在）

##### (1) 職員数

市民部職員 124人

職員比率（正規職員）市民部 124人／市職員 988人 職員比率 約 12.6%

##### (2) 予算規模

平成29年度市民部予算額

一般会計 2,712,949,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 500,731,000円

国民健康保険事業特別会計 20,046,188,000円

後期高齢者医療特別会計 3,829,447,000円

#### 3 部の実施方針

◇窓口サービスの質の維持向上に向けた取り組みを推進するとともに、繁忙期の窓口の混雑緩和、待ち時間短縮に取り組めます。また、コンビニ交付の利用拡大を図ります。



◇マイナンバーカードの交付等の窓口業務が円滑に実施できるように取り組み、カードの普及に努めます。

◇市歳入の根幹である市税等の収入の的確な把握と収納率の一層の向上を図ります。

◇国民健康保険財政の健全化と医療費適正化の推進を図ります。

◇安定した財源の確保と納税者の利便性の向上を図るため、オール東京個人住民税特別徴収推進プラン事業に取り組みます。

◇国民健康保険制度の都道府県単位化に向けて運営等の見直しを進めます。

#### 4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	窓口サービスの質の維持向上	全課
-----	---------------	----

##### 【当初計画】

各課窓口における日常的なスキルアップの取り組みのほか、窓口対応に関する職場研修を実施し、窓口サービスの質の維持向上を図ります。

また、3月、4月の窓口混雑期における混雑緩和対策として、市民課に臨時窓口を増設するなど、待ち時間短縮に取り組みます。

これらの取り組みの成果として、窓口における市民の満足度を検証するため、市民満足度調査を実施します。

あわせて、市民の利便性の向上と行政の効率化を図るため、コンビニ交付の利用拡大に向けて、市民への周知に努めます。

##### 【目標指標】

- ・市民満足度 95%以上

##### 【達成状況】

市民部として継続的に取り組んでいる全職員を対象とした市民部合同接遇研修を実施した(再任用職員を含む)。今年度は、これまでの未受講者、新たに市民部に配置された職員を中心として、63人の職員が参加した。本研修については、ほぼ全ての市民部職員が隔年で受講しており、各職場での実践に活かしています。

市民満足度調査を例年どおり実施し、満足度は目標値の95%を上回る97.29%という結果となりました。

コンビニ交付等の利用に係る案内については、マイナンバーカードの案内とともに、e-TAXが始まる時期など市民がカード利用を検討する時期を中心に、広報みたかやホームページに掲載しました。コンビニ交付と自動交付機で発行可能な証明書については、窓口での交付が46.6%、コンビニと自動交付機での交付が53.4%という割合となりました。(昨年度：窓口での交付48.1%、コンビニと自動交付機での交付51.9%)

年度末から年度始めにかけて転入・転出者の増加に伴い、昨年度に引き続き臨時窓口を設置し、市民課窓口の混雑緩和に努めました。また、来庁者の目的に応じて適切な窓口へスムーズに案内するコンシェルジュ(案内係)を通年配置することによって、窓口サービスの質の維持向上を図りました。

(2)	社会保障・税番号制度への対応	市民課
-----	----------------	-----

**【当初計画】**

マイナンバーカードの交付等の窓口業務が引き続き円滑に実施できるように取り組み、カードの普及に努めます。また、マイナンバーカード等への旧姓併記の実施について、国等からの情報収集に努め、システム改修・運用変更などへの円滑な対応を行います。

**【目標指標】**

- ・マイナンバーカード交付等の窓口業務の円滑な実施とカードの普及
- ・マイナンバーカード等への旧姓併記に伴うシステム改修・運用変更などへの円滑な対応

**【達成状況】**

マイナンバー特設窓口において、マイナンバーカードの交付等を行うことにより、年度当初の繁忙期における市民課窓口への来庁者集中を回避するなど円滑な業務運営を図ることができました。一方、下半期においては、交付業務が一定の落ち着きを見せたことから、マイナンバーカード特設窓口を市民課窓口に統合し、窓口業務の効率化を図りました。

旧姓併記の稼働については、遅くとも平成31年(2019年)後半というスケジュールが国から示されたことから、本年度はそのスケジュールに向けて情報収集等準備を進めました

(3)	市税等の収入の把握と収納率の向上	市民税課・資産税課 納税課・保険課
-----	------------------	----------------------

**【当初計画】**

自治体経営の基盤である市財政の健全性を維持するため、歳入の根幹である市税等の収入を的確に把握するとともに、納税推進センターによる早期納付勧奨の拡充など、民間事業者の有効活用を推進し、きめ細かな納税相談と滞納整理の強化に努め、収納率の一層の向上を図ります。

**【目標指標】**

- ・現年課税分の市税収納率(\*)99.3%、保険税収納率 93.3%、後期保険料収納率 99.4%

(\*) 収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

**【達成状況】**

確実な収納事務の遂行の中で、引き続きキャッシュカードによる口座振替登録サービスと後期保険料のコンビニ収納のPRを継続実施し、納税者の利便性の向上と拡充を図りました。また、クレジット収納についての調査研究を行い、導入時期等について引き続き検討を進めていくこととなりました。

遠隔地にいる滞納者の現地調査委託の継続実施、不動産の差押強化月間等の月間目標の設定等による取り組みの徹底等、組織的な滞納整理業務の強化を図りました。

搜索等のこれまで培ってきた手法を引き続き積極的に活用し、高額・徴収困難事案の早期完結に努めました。また、今年度から初めて特別徴収を実施する事業者の納付忘れを防止するための電話による納付勧奨を行いました。以上の取り組み等の結果、市税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の現年度分と滞納繰越分を含めた総計収納率は、下記のとおりとなりました。

	平成 28 年度	平成 29 年度	増減
市税収納率（総計分）	97.7%	98.1%	0.4 ポイント
保険税収納率（総計分）	83.4%	84.2%	0.8 ポイント
後期保険料収納率（総計分）	98.8%	98.9%	0.1 ポイント

(4)	「債権管理条例(仮称)」の制定に向けた取り組み	納税課
-----	-------------------------	-----

**【当初計画】**

歳入の安定的な確保、債務者間の負担の公平の実現を図るため、企画部財政課と連携し、市が保有する債権管理に関する基本的な考え方を取りまとめ、事務処理の基本ルール等を明確にし、更なる債権管理の適正化を図るため、「債権管理・回収検討プロジェクト・チーム（平成 23～25 年度）」における検討結果を踏まえ、「三鷹市債権管理条例(仮称)」の制定に取り組めます。

**【目標指標】**

- ・「債権管理に関する基本的な考え方」の整備
- ・「債権管理条例(仮称)」の制定

**【達成状況】**

全庁アンケートにより債権管理に係る業務実態等を把握するなど、条例制定に向けて準備を進めました。また、9月議会で「債権管理に関する基本的な考え方」について行政報告を行い、12月議会に「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」の議案を提出し、平成29年12月21日に原案可決されました。さらに、平成30年度からの適正な債権管理について、各課からの相談に応じるための態勢準備を進めました。

(5)	国民健康保険財政の健全化と医療費適正化の推進	保険課
-----	------------------------	-----

**【当初計画】**

国民健康保険財政の健全化を図るため、医療費等の適正化を推進し、一般会計からの繰入金の削減に努めます。そのため、ジェネリック医薬品利用差額通知、医療費通知等の医療費適正化事業を継続して実施します。適正受診を推進するための広報の充実を図るとともに、国民健康保険制度の周知に努め、国民健康保険加入者の意識啓発に取り組みます。

**【目標指標】**

- ・ジェネリック医薬品普及率 65%以上（数量ベース）

**【達成状況】**

医療費通知（年3回）は年間 125,137 通、ジェネリック医薬品利用差額通知（年3回）は年間 11,292 通発送しました。ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）は、平成 29 年 11 月診療で 59.5%となり、前年度の実績は上回ったものの、目標値の 65%には届きませんでした。レセプト点検の財政効果額 962 円は、一人当たり財政効果額の過去 5 年間平均（平成 24 年～28 年度）1,067 円に及ばなかったため、引き続き効果的な点検方法について検討します。

(6)	オール東京個人住民税特別徴収推進プラン事業の実施	市民税課 納税課
-----	--------------------------	-------------

**【当初計画】**

納税者の利便性の向上と安定した財源の確保を図るため、「オール東京個人住民税特別徴収推進プラン」に基づき、従業員の個人住民税を普通徴収としている事業主に対し、特別徴収義務者の指定を実施し、新規特別徴収義務者に対する早期納付の勧奨を進めます。

**【目標指標】**

- ・特別徴収義務者の指定と早期納付勧奨の実施
- ・特別徴収実施率 75.8%以上

**【達成状況】**

東京都と都内 62 市区町村が足並みをそろえて始めた本事業も、平成 26 年度から 3 年度かけてまず制度の周知を図り、本年度に特別徴収義務者の指定と納税課との連携を予定どおり行うことができました。次年度以降は、制度の必要性の周知、特別徴収義務者の指定及び納税課との連携までの一連の業務を経常業務として継続していくこととします。

(7)	国民健康保険制度の都道府県単位化への適切な対応	保険課
-----	-------------------------	-----

**【当初計画】**

平成 30 年度からの国民健康保険制度の財政運営の都道府県単位化に向けて、東京都が策定する国民健康保険運営方針に基づき、運営事務等の見直しを行うとともに、システム改修等を進めます。

また、東京都が市区町村毎に示す国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を参考にして、平成 30 年度以降の保険税率の検討を行います。

なお、制度見直しについてホームページ、広報、チラシ等で、被保険者への周知に努めます。

**【目標指標】**

- ・ 国保運営の見直しの実施

**達成状況**

国民健康保険の都道府県化に伴う特定個人情報評価の再評価（PIA）を三鷹市個人情報保護委員会に諮り、三鷹市特定個人情報保護条例施行規則の改正を行いました。

東京都から示された国保事業費納付金等を参考に平成 30 年度以降の保険税率を検討し、国民健康保険運営協議会への諮問・答申を経て、国民健康保険条例の改正案を 3 月議会に提出し、可決されました。

国保情報集約及び市町村事務処理標準システムに対応するためのシステム改修を行いました。

制度改正周知用チラシを作成し、保険証一斉更新時に同封し加入者への周知を図りました。

## IV 「生活環境部の運営方針と目標」の達成状況

生活環境部長 大野 憲一  
生活環境部調整担当部長 田口 智英

### 1 部の使命・目標に関する認識

#### (1) 部の使命・目標

◇安全・安心で快適な生活環境・住環境を守り、地域の特性を活かした活力あるコミュニティの形成や、NPO等市民活動への支援を通じて高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。

◇商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。

◇消費者・勤労者としての市民生活の安全・安心を守り、その質の向上を支援する施策の推進を図ります。

#### (2) 各課の役割

生活環境部は、コミュニティ創生課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課の4課で構成され、①市民活動の支援、協働の推進、②環境保全・公害防止や地球温暖化対策などの施策の推進、③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

### 2 部の経営資源（平成29年4月1日現在）

#### (1) 職員数

生活環境部職員 42人

職員比率（正規職員）生活環境部 42人／市職員 988人 職員比率 約4.3%

#### (2) 予算規模

平成29年度生活環境部予算額

一般会計 3,516,931,000円

### 3 部の実施方針

◇協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生

コミュニティを基調とした防災・環境・子育て等をはじめとする、市民生活と密接に関わりのある市民活動を支援するため、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進します。また、これまでのコミュニティの醸成を基礎として、少子長寿化をはじめとする社会構造の変化によって生じている地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決をめざすコミュ

ニティ創生の取り組みを推進していきます。

#### ◇持続可能な都市を実現するための環境施策の推進

環境問題は公害問題から地球温暖化などの地球規模の問題まで複雑で多様化しています。これらの問題を解決するため「環境基本計画 2022（第1次改定）」を推進していきます。

地球温暖化の影響を軽減するため、省エネルギーや新エネルギー（再生可能エネルギー）の利用拡大を進めるとともに、低炭素なライフスタイルへの転換に向け、環境啓発事業を推進し、意識改革と行動の喚起につなげ、環境負荷の少ない持続可能な都市の実現をめざします。

市庁舎や公共施設で実施している環境マネジメントシステムの取り組みを進めるとともに、国際規格である ISO14001 新規格での外部審査を受審し、認証取得を進めます。公害問題については、公害発生の原因となる各種発生源対策の強化や環境状況の監視測定、指導体制等の整備及び情報提供を進めるとともに、公共施設等での空間放射線量の測定を継続します。

#### ◇ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者及びごみ減量等推進員と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、4つのR、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（資源の再使用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（不要なものを断る）の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりを推進します。

環境センターの跡地の利活用については、平成28年度に実施した土壌調査結果を踏まえた安全対策を行うとともに、当面の暫定利用及び将来の活用方法について検討します。

ごみ屋敷を解消し、地域の生活環境を保全するため、庁内連携組織により、引き続き解決に向けて取り組んでいきます。

#### ◇産業振興、観光振興と生活者支援の推進

「産業振興計画 2022（第1次改定）」に基づき、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働し、SOHO事業やものづくり産業を含めた価値創造都市型産業及び商店街の振興を図ります。また、三鷹市観光基本方針に基づき、市民、事業者、観光協会等と連携し、フィルムコミッション事業や外国人を含む来訪者の受入れ環境の整備、産業と観光の連携事業などの充実を促進し、まちの魅力や賑わいの創出を推進します。なお、日本無線株式会社三鷹製作所跡地の活用については、関係部署と連携してプロポーザルによる売却先事業者の選定を行います。

また、「農業振興計画 2022（第2次改定）」に基づき、農業者、市民、市が協働で農地の保全と利用の推進、魅力ある都市農業の育成、市民とのふれあいの場の提供などの施策を通じて、「農のあるまちづくり」の推進を図ります。

なお、昨今の景況は上向きつつあるといわれているものの、足元の景気動向はまだ不安定であること等を考慮し、セーフティーネット保証制度等の認定事務を適正に実施するとともに、雇用確保や就労支援にも努めます。さらに、消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携、協力しながら積極的に推進し、消費者教育の充実を図るため、市内公立小学校の5年生や市内大学生向けの出前授業、地域包括支援センター等への出前講座を実施します。

#### 4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	コミュニティ創生の推進	コミュニティ創生課
-----	-------------	-----------

##### 【当初計画】

住民同士の支え合いによる新たな「共助」と「協働」により、地域の多様な課題を地域で解決していく「コミュニティ創生」の取り組みについて、プロジェクト・チームを再編し、新たにワーキング・チームを編成して調査・検討していきます。平成29年度においては、①エリア・スタディ（井の頭地区）②スポーツを通じたコミュニティの創生③地域と学生との連携の3つをテーマに調査・検討を行います。

また、コミュニティ創生における関係部署間の連携強化を図り、地域の絆づくりや地域交流の活性化の実現に必要な具体的方策について研究するとともに新たな事業の展開についても検討します。「がんばる地域応援プロジェクト」を活用して、町会などの地縁型組織とNPOなどのテーマ型組織との連携による新たな協働関係の創出や町会・自治会の未組織地域における地域自治組織の結成を支援するなど新たなコミュニティの創生へとつながる取り組みを進めます。

さらに、住民協議会が実施する多世代交流の取り組みを支援するとともに、7つの住民協議会の協力により取り組まれている「住民協議会の在り方検討委員会」とも引き続き連携しながら、協働によるコミュニティ創生に取り組みます。

##### 【目標指標】

- ・「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム」による報告書の作成
- ・「がんばる地域応援プロジェクト実例集」の作成

##### 【達成状況】

コミュニティ創生検討プロジェクト・チームにおいて、3つのテーマを設定し、ワーキング・チームによる調査・研究を実施しました。引き続き、新たなテーマ等について調査・研究を進めます。

がんばる地域応援プロジェクトは、今年度も引き続き町会・自治会の未組織地域を含めた地域自治組織を対象とし、15団体が事業を実施しました。発表会や交流会における団体間の情報交換や連携事業の増加など本事業をきっかけとして地域同士が新たな活力をもたらしていることからPRに努めていきます。

また、昨年度に引き続き、三鷹市井の頭地区住民協議会が実施する「多世代交流事業」に助成金を交付し、住民協議会活性化事業の支援を行いました。次年度以降も引



き続き支援を行っていきます。

(2)	都市農業の推進及び農地保全の取り組み	生活経済課
-----	--------------------	-------

【当初計画】

「農のあるまちづくり」を推進するため、新鮮な農産物の供給をはじめ、緑と空間の創出、災害時等の避難場所確保等の多面的な機能を有する都市農地の保全と利用の推進、並びに、農業用機器等の購入支援及び市内飲食店や学校等での市内産農産物活用による地産地消の推進等の魅力ある都市農業の育成などに取り組みます。

また、親子で収穫体験等を行う都市農業を育てる市民のつどいなど、市民が農とふれあう交流事業等を開催し、都市農業の役割について理解を深める取り組みを行います。

さらに、改正農業委員会法や都市農業振興基本法に基づく施策のあり方について検討し、的確な対応を図ります。

【目標指標】

- ・優良農地育成事業補助（12件）の実施
- ・農作物獣害対策地域強化推進事業の実施（啓発パンフレットの作成及び講習会の開催）
- ・都市農業を育てる市民のつどいなどの開催

【達成状況】

優良農地育成事業は、農業施設等の導入補助による農業者の経営力を強化及び農地の保存協定締結による農地保全推進を図ることができましたが、申請者数及び補助金要望額が予算を大幅に超えたことから、1件あたりの補助額は7割程度に減額となったため、今後は事前の事業要望の把握に努めます。農作物獣害対策地域強化推進事業では、農業者の獣害防止対策の意識が向上したことから、今後、獣害被害抑制のための具体的な事業に取り組みます。また、都市農業を育てる市民のつどいなどの市民と農とのふれあいの場の提供については、引き続き実施し「農のあるまちづくり」を推進していきます。

(3)	ものづくり産業等の集積・強化及び都市型産業誘致の推進	生活経済課
-----	----------------------------	-------

【当初計画】

東京都の補助制度を活用し、事業者の市内工業系用途地域等への移転に伴う新工場整備費用や住工混在地区における周辺環境へ配慮した工場の改修などに係る費用への補助を行うほか、「三鷹市都市型産業誘致条例」の周知活動等を強化し、市内での操業継続や優良企業の誘致を推進します。市が所有する日本無線株式会社三鷹製作所の跡地については、市内事業者の操業支援に向けて、プロポーザル方式による売却先事業者の選定を行います。

また、事業者相互の繋がりを生み出すため、交流会などの実施により、若手経営者を中心としたネットワークの構築を支援するほか、フリーランスや SOHO 事業者等への経営支援として、ミタカフェ（コワーキングスペース、レンタルデスク等）の運営を支援します。さらには、国の「地方創生推進交付金」を活用し、ものづくりを中心としたコミュニティづくりを目指す三鷹産業プラザ内のファブスペースみたかにおいて、多様な働き方の創出に向けた検討・支援を行います。

**【目標指標】**

- ・市内ものづくり産業の市内移転を含む操業継続の支援（集積促進事業助成 1 社、立地継続支援事業助成 6 社）
- ・優良企業の誘致（指定企業 1 社、協働事業者 1 社）
- ・平成 29 年度末に日本無線株式会社三鷹製作所跡地の売却先事業者を決定
- ・若手経営者を中心とした事業者間の連携のためのネットワーク構築
- ・SOHO を含む多様な起業の促進、多様な働き方支援によるライフ・ワーク・バランスの推進

**【達成状況】**

三鷹市ものづくり企業立地継続支援事業については、目標には達しませんでしたでしたが引き続き市内ものづくり産業の操業継続を推進していきます。また、都市型産業誘致条例に基づき 1 事業者を新規に指定企業として指定しほぼ計画通りに都市型産業の集積を図りました。さらに、ものづくりを核としたコミュニティづくりのためのスペースであるファブスペースみたかの運営や Fab コンテストを開催し、ミタカフェ運営と合わせて、新しい働き方を模索する創業希望者や SOHO 事業者等への効果的な支援を行うことができました。日本無線株式会社三鷹製作所跡地 C 地区については、用地の売却について一部翌年度に繰り越しましたが、全区画の平成 30 年 10 月の引渡しに向け引き続き取り組んでいきます。

(4)	観光振興施策の推進	生活経済課
-----	-----------	-------

**【当初計画】**

平成 28 年度に策定した「三鷹市観光基本方針」に基づき、NPO 法人みたか都市観光協会を中心に、市民、事業者、三鷹商工会や市内商店会といった関係団体などが取り組む観光関連事業を支援します。特に、50 周年を迎える三鷹阿波おどり大会や三鷹の森フェスティバルを拡充する形で市が協力する井の頭恩賜公園 100 年事業などの円滑な実施を支援します。また、三鷹を訪れる外国人を含む観光客の受入れ環境について、サイン整備や外国人観光客向けの多言語による観光マップ（三鷹駅前の和食店など）の作成支援など、庁内関連部署、観光協会、三鷹商工会及び公益財団法人三鷹国際交流協会などの関連団体や市民と連携を図りながら推進します。

**【目標指標】**

- ・「三鷹市観光基本方針」に基づく、市民、関係団体、市などの協働による多様な観光

## 振興事業の推進

- ・みたか観光案内所訪問者数 30,000人

### 【達成状況】

三鷹の森フェスティバルは、井の頭恩賜公園100歳記念ウィークの一環に位置付けられたこともあり、多くの来場者を迎え大変盛況でした。平成30年度以降の開催方法については、みたか都市観光協会、ジブリ美術館と検討していきます。三鷹阿波おどり大会は、50周年記念で一区切りを迎えることができ、引き続き阿波踊り振興会の活動を支援していきます。また、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多言語化によるマップ作成支援（継続拡大）や設立10周年を迎えるみたか都市観光協会の記念事業への支援等を行うとともに、近隣市との市民交流人口の拡大を目指す武蔵野・三鷹・小金井魅力向上プロジェクトに新たに取り組んでいきます。

(5)	買物環境の整備	生活経済課
-----	---------	-------

### 【当初計画】

公募等によって選定された協議会（商店会単位）が、各地域の特性に合わせて検討した事業を行うにあたり、市を含む関係7団体で構成した買物支援事業本部が支援を行います。また、各協議会の活動内容やノウハウの共有を図るとともに、商店数が少ない大沢地区について、従来からの商店街振興のアプローチに加えて、市の福祉部局や地域ケアネット等の地域団体、コンビニ・生協等の地域の実情に詳しい事業者等とも幅広く情報共有を進め、市民や事業者による支えあいの仕組みを活かしながら、共同購入・宅配など既存サービスの周知と利用促進、買物応援キャラバン隊等を活用したマルシェの開催など、遠方への外出が難しい買物困難者への支援も視野にいたした買物環境の整備を支援、推進します。

### 【目標指標】

- ・買物環境の整備を通じた、消費者の利便性向上及び地域商店会の活性化

### 【達成状況】

協議会が実施する事業への支援と買物支援本部が直接実施する事業を併せて行うことにより、地域商店会の活性化と消費者の利便性向上に寄与しました。大沢地区においては、多様な買物支援策を組み合わせる導入することや気運醸成を図ることが重要であるとの共通認識が地域団体等ともとれたことから、次年度以降も引き続き地域団体、事業者、市内の福祉部局等と連携し、地区特性に応じた買物環境の整備を推進します。

(6)	「サステナブル都市三鷹」の実現に向けた研究の推進	環境政策課
-----	--------------------------	-------

**【当初計画】**

「サステナブル都市三鷹」の実現に向け、サステナブル都市政策検討チームにおいて、「環境保全」「緑・農地の保全」「経済発展」「社会・文化」「交通・エネルギー」の5つの視点を包含したサステナブル政策事業を、引き続き検討します。

サステナブル都市政策検討チームでは、平成25年度から平成28年度までに5つのサステナブル政策事業を事業化しました。

平成29年度は、サステナブル都市政策検討チームからの提案を受け新たなサステナブル政策事業の検討を進め、検討結果を報告書に取りまとめます。

**【目標指標】**

- ・「サステナブル都市政策検討チーム」による第6次報告書の作成

**【達成状況】**

新規2事業については、ワーキングチームによる「現状把握」「調査・研究」「事業化に向けた検討」を行い、報告書に取りまとめました。平成30年度はこのうち「フードロス対策推進事業」において、「啓発」として「食べきり運動」を位置づけ、キャンペーンなどを活用して市民及び事業者にも周知を図るとともに、「活用」としては「フードバンク事業」等について具体的な検討を行うこととしました。「地域の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた検討」については、既存事業に生物多様性の視点を加えたパンフレットの作成を検討していきます。また、これまでに事業化した事業の検証を行います。

(7)	三鷹「まち活」塾の実施支援	コミュニティ創生課
-----	---------------	-----------

**【当初計画】**

地域人財の育成のため、NPO法人みたか市民協働ネットワーク及びNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構が協働して開催する、三鷹「まち活」塾の実施にあたり、適切な協力や助言など必要な支援を行います。

講座（全8回）については、地域活動に必要なノウハウの学習や実際の活動体験、プランづくりなどを通して、地域づくりを担う新しい人財の養成や地域活動に関心のある市民同士の交流・仲間づくりの推進を図ります。

**【目標指標】**

- ・講座開催にあたり、適切な協力や助言など必要な支援の実施
- ・講座修了者30人

**【達成状況】**

NPO法人みたか市民協働ネットワーク及びNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構と連携・協働により、地域人財の育成として、スケジュールどおり実施し、10～40代の若い世代を中心とした受講生30人が応募し、そのうち20人が修了生となりました。

修了生は、5つの自主グループを結成し、修了生6人が「みたかまちづくりディスカッション」の実行委員会の委員として参加するなどの成果を挙げました。平成30年度は修了生が地域活動を継続して実施できるよう、新たに前年度修了生向けのフォローアップ講座を開催するとともに、自主グループの支援を図っていきます。また、講座も新たに実績のある優秀な講師を招き、内容を充実して実施します。

(8)	井の頭コミュニティ・センター図書室と市立図書館との連携推進	コミュニティ創生課
-----	-------------------------------	-----------

**【当初計画】**

平成28年3月に三鷹市井の頭地区住民協議会、市、市教育委員会の間で締結されたパートナーシップ協定に基づき、利用者サービスの一層の向上を図るため、市立図書館の資料管理システムを導入し、平成29年7月に蔵書の相互流通の連携を開始します。

また、選書、読み聞かせ事業の連携、本の整理のほか、個人情報取り扱いなどに関する研修についても市立図書館と連携して実施し、図書室の機能拡充や司書等の更なるレベルアップを図ります。

**【目標指標】**

- ・ 図書館機能の拡充、司書等の資質の向上など利用者サービスの充実
- ・ 利用者数 25,000人以上、貸出者数 14,000人以上、貸出冊数 45,000冊以上

**【達成状況】**

市立図書館、住民協議会等との事前の綿密な調整等により、円滑にシステム連携の開始をスタートさせることができました。蔵書の相互流通の連携に加え、「神沢利子さんのおくりもの展」を図書室でも開催するなど事業の連携も開始しました。数値目標についても、新たに配置した司書等による円滑な運営により、利用者数、貸出者数及び貸出冊数については、いずれも目標数を達成することができました。

(9)	ごみの発生・排出抑制の拡充	ごみ対策課
-----	---------------	-------

**【当初計画】**

「ごみ処理総合計画2022」に基づき、リサイクルカレンダーの活用やごみ分別アプリなどの更なる普及促進を図り、ごみ分別の徹底と資源化を推進するとともに、各種キャンペーン等を実施することにより、ごみ発生・排出抑制を拡充します。

平成29年4月より汚れたプラスチック類について、不燃ごみ（月2回収集）から可燃ごみ（週2回収集）へ分別方法を変更し、家庭内の衛生状況の改善と利便性向上及びふじみ衛生組合リサイクルセンターの作業の効率化など、市民に適切な分別の徹底を呼びかけ、回収されるプラスチック類の品質向上を目指します。

東京2020大会組織委員会等が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に協力し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成に

合わせ、さらなる小型家電の回収を推進します。

**【目標指標】**

- ・ごみ分別アプリの宣伝広報による普及促進（累計ダウンロード数 4,500 件、前年度比 1,600 件の増）
- ・一人一日あたりのごみ総排出量のさらなる減量（700 g、前年度比 6 g の減）
- ・日本容器包装リサイクル協会プラスチックベール品質評価 A ランク取得の継続

**【達成状況】**

平成 29 年 4 月から汚れたプラスチック類を可燃ごみに分別変更し、収集されるプラスチック類の品質の向上を図るとともに、「ごみ分別アプリ」の普及促進や、ごみ減量等推進会議等との協働による各種キャンペーンの実施によりごみの減量・資源化を推進しました。また、東京 2020 大会組織委員会等が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に協力し、イベントでの回収や新たな回収場所の拡大など小型家電の回収を推進しました。

(10)	環境センター跡地の利活用の検討	ごみ対策課
------	-----------------	-------

**【当初計画】**

平成 28 年度に実施した土壌調査結果を踏まえた安全対策として敷地内のアスファルト被覆工事を実施します。また、当面の暫定利用及び将来の活用方法について、庁内の「環境センター跡地利活用検討推進チーム」において総合的に検討を行います。

**【目標指標】**

- ・アスファルト被覆工事による土壌対策の実施
- ・暫定的な利用及び将来の活用についての検討

**【達成状況】**

環境センター跡地については、土壌調査の結果、一部に土壌環境基準を超過した区画があったことから、平成 29 年 5 月に東京都より「形質変更時要届出区域」に指定されました。周辺環境への配慮及び安全確保に向け、敷地内の約 6,500 m<sup>2</sup>をアスファルトで被覆する工事を実施し、平成 30 年 3 月に竣工しました。環境センター跡地利活用検討推進チームにおいて、当面の間の暫定利活用や将来的な活用に向けた検討を行いました。平成 30 年度は、健康憩い広場やボール遊び広場など、市民の余暇活動の充実に資する施設の暫定整備（設計・施工）を行います。

## V 「スポーツと文化部の運営方針と目標」の達成状況

スポーツと文化部長兼

東京 2020 オリンピック・パラリンピック等担当部長 大朝 撰子

スポーツと文化部調整担当部長 向井 研一

### 1 部の使命・目標に関する認識

#### (1) 部の使命・目標

◇平成 29 年 4 月に創設された「スポーツと文化部」は、芸術文化、社会教育を含む生涯学習、学校体育を除くスポーツに関することを所管します。生涯学習とスポーツが教育委員会から市長部局に移管されたことにより、芸術文化の施策とあわせて、全庁横断的に事業を展開し、市長部局と教育委員会がより一層連携しながら、市民の暮らしに潤いと生きがいを創出する取り組みを一体的かつ効果的に進めます。

◇「文化の薫り高い三鷹」をめざして、芸術文化のまちづくりを推進します。

◇ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会の実現をめざし、生涯学習を支援する環境の整備や施策の充実を図り、市民の「学びと活動の循環」を推進します。

◇市民の健康・体力の増進を図り、「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」スポーツを親しむことができる市民スポーツ活動を推進します。

#### (2) 各課の役割

スポーツと文化部は、芸術文化課、生涯学習課、スポーツ推進課の 3 課で構成され、①芸術文化の振興、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総合調整、②社会教育を含む生涯学習の推進、生涯学習センターの管理運営、文化財保護、③スポーツの推進、SUBARU総合スポーツセンター及び体育施設の管理運営、スポーツ、レクリエーション団体の指導、育成及び人財の育成などを進める部門からなり、各事業を通じて、市民の暮らしに潤いと生きがいを創出する取り組みを担っています。

また、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」や「ラグビーワールドカップ 2019」などを担当する庁内横断組織として、気運醸成事業を行います。

### 2 部の経営資源（平成 29 年 4 月 1 日現在）

#### (1) 職員数

スポーツと文化部職員 22 人

職員比率（正規職員）スポーツと文化部 22 人／市職員 988 人 職員比率 約 2.2%

#### (2) 予算規模

平成 29 年度スポーツと文化部予算額

一般会計 2,223,468,000 円

### 3 部の実施方針

#### ◇芸術文化の振興と三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総合調整

「文化の薫り高い三鷹」のまちづくりをめざして、太宰治をはじめとする三鷹ゆかりの文化人を顕彰するとともに、市民、関係団体との協働により、まち全体の活性化へとつながる芸術文化のまちづくりを推進します。

また、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総合調整を図り、指定管理者である公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団を中心に市民、関係団体等との協働により円滑な管理運営を実現するとともに、多彩で魅力的な事業を展開し、市民サービスの充実を図ります。

#### ◇「三鷹市生涯学習プラン 2022（第1次改定）」に基づく生涯学習施策の推進

市民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学習する機会を持ち、学んだことを地域で活かしていく「学びと活動の循環」の創出を推進します。また、大沢二丁目古民家（仮称）については、三鷹型エコミュージアム事業の中核的な施設として、平成 28 年度に引き続き解体工事及び解体調査を行うとともに、整備工事を実施します。

#### ◇「三鷹市スポーツ推進計画 2022」の推進と東京 2020 オリンピック・パラリンピック等の気運醸成

豊かなスポーツ社会の実現とスポーツを通じたコミュニティの創生をめざして、だれもが目的に応じて楽しめるスポーツライフを支援するとともに、スポーツに親しむ環境の整備やスポーツ活動をとともに支えあう人財の創出に努めます。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019 の開催に向けて、気運醸成事業に取り組みます。

### 4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	三鷹中央防災公園・元気創造プラザの指定管理者との協働による円滑な管理運営	芸術文化課 生涯学習課 スポーツ推進課
-----	--------------------------------------	---------------------------

#### 【当初計画】

平成 29 年 4 月にオープンした「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」において、施設利用の気運を高めるとともに、オープン初年度のイベント等を中心とした施設利用について総合調整を行います。指定管理者や関係団体等と連携して円滑な管理運営を実現するため、施設運営協議会を開催するとともに、安全性、快適性、利便性の確保に向け、適宜、施設の改修等を行います。また、生涯学習センター及び体育施設について利用者懇談会を開催し、市民や関係団体等と協働して、施設利用者のニーズの把握等を行います。生涯学習センターでは、「市民大学総合コース事業」に加えて、幅広い世代の多様なニーズに応える魅力ある学習機会を提供し、「学びと活動の循環」を図ります。

SUBARU総合スポーツセンターでは、多世代を対象にした多種目のスポーツ教室やイベント等を展開するとともに、健康・体力相談支援システムを活用し、スポーツを



取り入れた健康づくりを推進します。

**【目標指標】**

- ・三鷹中央防災公園・元気創造プラザにおける円滑な管理運営の実現と指定管理業務の検証
- ・施設運営協議会（12回）及び利用者懇談会（各年2回）の開催
- ・生涯学習センターにおける魅力ある学習機会の提供
- ・SUBARU総合スポーツセンターにおける各種スポーツ事業の展開と健康・体力相談支援システムを活用した健康づくりの推進

**【達成状況】**

施設に関する総合調整を行うことにより、指定管理者である公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団との協働による円滑な管理運営の実現を図りました。また、施設運営協議会を毎月開催するとともに、施設利用者ニーズ等調査を実施することにより、施設のサイン増設や改修等を適宜行い、施設の安全性・快適性・利便性の向上を図りました。さらに、ネーミングライツを導入することによって、施設の安定的な運営の確保と市民サービスの充実を図りました。

・生涯学習センターについて

社会教育を含む生涯学習の拠点として、生涯学習センターを開設し、指定管理者である公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団と連携し、魅力ある学習機会の提供を開始しました。また、自主学習グループへ活動支援や保育支援を行い、地域人財の育成の取り組みを進めました。また、利用者満足度の一層の向上を図るため、利用者懇談会を設置し、意見収集に努めるとともに、利用者アンケートを参考に、案内表示の追加設置、表示の見直し等を行い、施設の改善を行いました。

・SUBARU総合スポーツセンターについて

公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団を指定管理者とし、民間事業者や関係団体等と連携し、各種スポーツ教室の開催など市民サービスの拡充を図るとともに、ネーミングライツ、市の組織改正及び職員定数の見直しなど効率的な管理運営を図りました。

また、指定管理者と連携し利用者からの声を踏まえて施設面、運用面における改善を図るとともに、利用者懇談会を開催するなど、市民との協働の運営を図りました。

健康・体力相談事業については、市はシステム環境を整備し、指定管理者を中心に事業を実施する中で、市民の健康増進が図られています。SUBARU総合スポーツセンターの利用者数は387,553人で、平成28年度の第一、第二体育館（和洋弓場を除く。）及び相撲場の利用者数139,943人に比べ約2.8倍に増加し、多くの市民の皆様から高い評価を得ています。

(2)	三鷹市立太宰治文学館（仮称）及び三鷹市立吉村昭書斎（仮称）の整備に向けた取り組み	芸術文化課
-----	--	-------

**【当初計画】**

太宰治、吉村昭など、三鷹市及び都立井の頭恩賜公園にゆかりの深い文化人を顕彰し、「文化の薫り高い三鷹」のまちづくりを推進するため、市民・都民の憩いの場である同公園内に、その恵まれた環境との調和を保ちながら、両氏の遺品や資料等を展示する「三鷹市立太宰治文学館（仮称）」及び「三鷹市立吉村昭書斎（仮称）」を整備します。平成29年度は基本プランを策定するとともに、工事に向けた基本設計、実施設計を行います。また、企画部企画経営課と連携し寄付金について検討していきます。

**【目標指標】**

- ・基本プランの策定
- ・基本設計、実施設計の完了

**【達成状況】**

両施設については、これまでの検討結果を活かしつつ、今後実施する特別展の開催など、顕彰事業のあり方や整備に向けた検討を継続して行います。また、施設整備の候補地については、「市有地」「市の既存施設の活用」や「市が今後整備する施設との複合化」など、今後、多様な考え方から多角的に検討します。

(3)	東京 2020 オリンピック・パラリンピック等の気運醸成とボランティア人財の育成・支援	スポーツ推進課
-----	---	---------

**【当初計画】**

「“2020年”に向けた三鷹市の基本方針」に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019の気運醸成を図るため、東京都の補助金等を活用し、東京スタジアムが会場となる馬術に関連した事業を行うほか、バレーボール、ボッチャ教室等の普及・啓発事業の開催、フラッグツアー及び既存事業を活用した事業など、多様な事業を実施します。また、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団と連携して、スポーツボランティアの組織や仕組みの構築に向けた研究などを進め、三鷹市の実情にあわせたスポーツを支えるボランティア人財の育成・支援を図ります。

**【目標指標】**

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック等に向けたフラッグツアーの実施など、気運醸成事業の実施（各種事業参加者1,900人以上）
- ・スポーツを支えるボランティア人財の育成・支援（ボランティア養成事業参加者100人以上）

**【達成状況】**

東京2020大会等の気運醸成事業を実施し、子どもから大人まで約2,600人（ボランティア養成講座等への参加50人を含む。）が参加しました。東京2020大会気運醸成事業では、フラッグツアーの開催のほか、近隣会場で開催される近代五種に含まれる馬術、障がい者スポーツのボッチャ、さらに卓球、バレーボールなどを中心に実施しま

した。ラグビーワールドカップ 2019 関連では、調布市、府中市と共催で「ラグビーフェスティバル」の開催、みたかスポーツフェスティバルでのラグビー体験など気運醸成を図りました。スポーツボランティア人材の育成については、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団と連携しボランティア講座を開催し、受講生はボランティアとしても活躍しました。また、ボランティアネットワークに関する研究を進めました。

平成 30 年度以降は、気運醸成事業を積極的に推進するとともに、ボランティア人材の育成、活躍場の拡充などに取り組みます。

(4)	生涯学習の総合的な推進及び学びと活動の循環の創出	生涯学習課
-----	--------------------------	-------

**【当初計画】**

市民の社会教育を含む生涯学習の振興と施策の総合的な推進を図るため、市長の附属機関として生涯学習審議会を設置します。同審議会の委員は、社会教育委員を兼務することとし、生涯学習計画や生涯学習施策の基本的なあり方に関することなどについて、市長の諮問に応じて調査・審議等を行います。

また、生涯学習プラン 2022（第一次改定）に基づき、多彩な生涯学習プログラムの提供と「学びと活動の循環」の創出に向けた、全庁的な生涯学習事業の推進を図るため、生涯学習プラン推進会議を設置し、生涯学習審議会等の意見や要望について検討するとともに、関係所管部署の一層の連携を図ります。

**【目標指標】**

- ・生涯学習審議会の設置と開催（年 3 回）
- ・生涯学習プラン推進会議の設置と開催（年 3 回）

**【達成状況】**

新たに社会教育委員を兼務する生涯学習審議会を設置し、定例会を 3 回開催しました。また、全庁的な生涯学習プラン推進会議（庁内会議）を設置し、メンバーが生涯学習審議会に参加することで効果的な連携を図りました。

市民聴講生事業については新たに NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構にて申し込み可能となったため、次年度以降、広報等を充実させ、更なる受講者の増加を図ります。

(5)	スポーツフェスティバル・市民駅伝大会の運営に関する新たな展開	スポーツ推進課
-----	--------------------------------	---------

**【当初計画】**

スポーツフェスティバル・市民駅伝大会の二大スポーツイベントについて、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設に伴い、指定管理者である公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団及びスポーツ事業者との協働により、新たな運営組織によるさらに充実した体験参加型事業を実施します。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック等に向けた関連事業も同時開催することで、同大会の成功に向けた気運の醸成を図ります。

イベント当日には、元気創造プラザ内の関係部署とも連携し、スポーツと健康づくりに関連する多角的な事業展開を図ります。

**【目標指標】**

- ・スポーツフェスティバルの実施（参加者 18,000 人以上）
- ・市民駅伝大会の実施（参加者 18,000 人以上）
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック等に向けた気運醸成事業の実施
- ・元気創造プラザ内関係部署との連携イベントの開催

**【達成状況】**

約 20,000 人が参加したスポーツフェスティバルについては、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの一会場で開催することで、会場全体で一体感のあるイベントとなりました。ラグビーやシッティングバレーボール体験など新たに実施することで、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 大会の気運醸成を図るとともに、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団との共催によるスペシャルゲストを迎えたスポーツ教室を開催し好評を得ました。また、健康推進課が所管する「2017 みたかケンコウデスカ?デー」と同時開催することで、市民にスポーツと健康の関係をより深く理解してもらう機会となりました。

約 20,000 人が参加した市民駅伝大会についても、三鷹中央防災公園・元気創造プラザを会場とし、「走りっこ教室」を同時開催とすることで、子どもから大人まで「走る」をキーワードに多世代による参加の機会となり、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団、三鷹市体育協会などのボランティアとの協働による一体感のある事業となりました。

(6)	大沢総合グラウンド夜間照明設備等の整備と屋外スポーツ活動の支援	スポーツ推進課
-----	---------------------------------	---------

**【当初計画】**

予てから懸案となっていた屋外スポーツ施設の拡充に加え、東京都による野川大沢調節池拡大工事のため大沢野川グラウンドが一時閉鎖中であることをふまえ、大沢総合グラウンド内の各施設に夜間照明設備を整備し、既存施設のさらなる有効活用を図ります。また、フットサル等多目的に利用できるスポーツ広場を新設することで、多様なニーズに応えるスポーツ施設を拡充します。さらに、大沢野川グラウンドの使用に代えて民間施設等を利用した団体に対する助成を行います。

**【目標指標】**

- ・夜間照明設備の整備（平成 30 年 1 月利用開始）
- ・多目的スポーツ広場の新設（平成 30 年 1 月利用開始）
- ・市内外の民間体育施設等を利用した団体に対する助成の実施

**【達成状況】**

大沢総合グラウンドに多目的スポーツ広場の新設と夜間照明設備の整備を予定どおり実施することにより、市民の多様なスポーツ活動の機会を拡充することができました。整備にあたっては、東京都の「スポーツ施設整備費補助金」を積極的に活用しました。また、これらの整備により、大沢野川グラウンドの一時閉鎖については、代替施設としての機能を一定程度確保するとともに、市内外の民間施設等を利用した団体への助成制度を設けることなどで、市民の理解を得ることができました。平成30年度以降は、さらなる利用率の向上に向けPRなど積極的な取り組みを図ります。

(7)	大沢二丁目古民家（仮称）の整備と三鷹型エコミュージアムの推進	生涯学習課
-----	--------------------------------	-------

**【当初計画】**

大沢二丁目古民家（仮称）については、大沢の里公園内の中核的な文化財の1つとして平成30年度の公開を目指し、解体工事・解体調査及び建物の整備工事を完了するとともに、地域団体や文化財保護審議会との協議、市民ボランティアの人財確保に向けた講座の開催、事業内容、管理運営計画の検討を行います。三鷹型エコミュージアムの推進については、市民との協働により郷土の文化財に関する基礎調査・研究を行う仕組みのあり方を検討するとともに、三鷹の歴史・文化等の魅力を伝え、市民のアイデンティティを醸成する冊子を刊行します。冊子は生涯学習センター等で取材や編集に関する人材養成講座を受講した市民と協働して作成することとし、公共施設等で配布するなど、その活用を図ります。

**【目標指標】**

- ・解体工事・解体調査・建物整備工事の完了
- ・地域団体及び文化財保護審議会との協議、ボランティア人財確保に向けた講座等の実施、管理運営計画の検討
- ・文化財の基礎調査・研究を行う仕組みの検討、三鷹の歴史・文化等の魅力を伝える冊子の刊行

**【達成状況】**

文化財保護審議会、地域団体との協議を行いながら、今後体験学習施設として利活用が可能となるよう、整備工事を完了しました。また一般公開に向けた講座等を実施し、市民レポーターによる整備工事レポートを作成しました。市民参加による冊子の刊行や各種文化財講座講演会を実施するなど、三鷹型エコミュージアム事業の推進を図ることができ、本年度の課題は予定どおり達成できました。

(8)	山本有三記念館及び文化施設に係る付帯設備等の計画的な保全	芸術文化課
-----	------------------------------	-------

**【当初計画】**

施設の老朽化が進んでいる山本有三記念館について、来館者の安全を確保するとともに市の重要な指定有形文化財として末永く保存活用を図っていくため、平成 26 年度及び 27 年度に実施した建物の構造や損傷度等に係る基礎調査、平成 28 年度に実施した建物の詳細調査及び実施設計を基に、改修工事を実施します。

また、芸術文化センターをはじめ、美術ギャラリー、みたか井心亭など、文化施設における空調や照明などの付帯設備についても、管理上必要な工事を適切かつ計画的に実施し、安定的な運営を確保することにより、市民の芸術文化活動の更なる推進を図ります。

**【目標指標】**

- ・山本有三記念館改修工事の完了
- ・芸術文化センター中ホールの調光操作卓等、美術ギャラリー空調施設の更新工事、みたか井心亭空調設備改修工事に向けた設計の完了

**【達成状況】**

山本有三記念館改修工事については、平成 29 年 7 月 27 日より工事に着手し、平成 30 年 3 月 31 日にリニューアルオープンを迎えました。芸術文化センターの照明及び美術ギャラリーの空調設備に係る工事、みたか井心亭の空調設備改修工事に係る設計についても計画どおり適切に完了しました。今後もこれらの文化施設について、適切かつ計画的な管理及び改修工事を進め、来館者の安全と施設の保存活用を図っていきます。

(9)	太宰治没後 70 年の特別展示に向けた取り組み	芸術文化課
-----	-------------------------	-------

**【当初計画】**

平成 30 年が太宰治没後 70 年にあたることから、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団との協働により、特別展示に向けた準備を行います。平成 29 年度は、6 月中旬から翌年 2 月下旬にかけて青森県近代文学館、斜陽館（青森県）、日本現代詩歌文学館（岩手県）、佐賀大学美術館等において太宰治没後 70 年の特別展示に向けた資料調査等を行います。なお、調査にあたっては「三鷹市立太宰治文学館（仮称）」及び「三鷹市立吉村昭書斎（仮称）」にも生かせる視点を持って調査にあたります。

**【目標指標】**

- ・資料調査等の完了

**【達成状況】**

公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団との協働で、各地の文学館等の調査を実施し、資料調査を完了しました。また、太宰治没後 70 年の特別展示の開催に向けて、太

宰治の自宅の模型作成やポスター等の作成に取り組みました。

なお、特別展示に向けては、実施時期の変更（平成 30 年 9 月→平成 30 年 6 月）に伴い、次年度以降から開始する予定であった具体的な取り組みを本年度より前倒しで開始したところです。

## VI 「健康福祉部の運営方針と目標」の達成状況

健康福祉部長	濱仲 純子
健康福祉部調整担当部長	小嶋 義晃
健康福祉部保健医療担当部長	齋藤 浩司

### 1 部の使命・目標に関する認識

#### (1) 部の使命・目標

◇高福祉のまちづくりを推進するため、市民・事業者・関係機関等との協働により、地域ケアネットワーク推進事業をはじめとする共助のまちづくりを推進するとともに、福祉・保健・医療施策の充実を図ります。

◇「高齢者計画・第六期介護保険事業計画」に基づき高齢者施策の推進と介護保険事業の適切な運営を図るとともに、「障がい福祉計画（第4期）」に基づく障がい者（児）施策を推進します。

◇生活保護制度の適切な運用を図るとともに、高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援施策を推進し、セーフティネットを構築します。

◇健康長寿のまちづくりをめざし、健康診査・検診の充実を図るとともに、市民の健康づくりと介護予防・保健事業を推進します。

#### (2) 各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課の5課で構成され、福祉・保健・医療施策の総合的な推進を図るため、①健康福祉施策の企画調整、②地域ケアの推進と地域福祉の人財養成、③高齢者及び障がい者への福祉サービスの提供と介護保険事業の運営、④生活保護法に基づく援護等、⑤健康づくりと保健事業などの業務を行っています。

### 2 部の経営資源（平成29年4月1日現在）

#### (1) 職員数

健康福祉部職員 139人（うち、他団体からの派遣職員1人）

職員比率（正規職員）健康福祉部 139人／市職員 988人 職員比率 約 14.1%

#### (2) 予算規模

平成29年度健康福祉部予算額

一般会計 16,353,225,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 14,761,034,000円

国民健康保険事業特別会計 193,457,000円

介護サービス事業特別会計 961,108,000円



介護保険事業特別会計	12,569,575,000円
後期高齢者医療特別会計	110,724,000円

### 3 部の実施方針

◇健康福祉総合計画 2022（第1次改定）及び各個別計画に基づく健康・福祉施策の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等との協働で策定した健康福祉総合計画 2022（第1次改定）及び高齢者計画・第六期介護保険事業計画、障がい福祉計画（第4期）等を推進し、お互いに支え合う地域社会の構築、ライフステージのさまざまな場面での困難に対応できる福祉・保健・医療の充実したセーフティーネットの構築を図り、高齢者や障がい者などすべての市民が地域で安心して心豊かに生活できる環境とサービスを整備します。

なお、平成30年度には、国民健康保険の運営の都道府県化、介護保険及び後期高齢者医療の保険料改定や障害者総合支援法の改正に伴う地域生活支援の拡充など、社会保障制度が大きく変化することが想定されています。こうした社会情勢の中で、安定的な財政基盤の構築に取り組みつつ、更なる福祉施策の推進を図ります。

◇市民、関係団体等との協働に基づく地域ケアの推進とコミュニティ創生

住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、支援が必要な高齢者、障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の一層の充実・発展に努めます。事業の実施にあたっては、見守りネットワーク事業、災害時避難行動要支援者支援事業、認知症にやさしいまち三鷹への取り組みなど、地域での支え合いを核とした事業との連携を図り、重層的に取り組むことで「コミュニティ創生」を進めます。さらに、傾聴ボランティア活動の支援や認知症サポーター、地域福祉ファシリテーター等の養成など地域福祉を担う人財の育成を進めます。

◇障がい者（児）・高齢者福祉施策の充実

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できるまち」の実現をめざし、障がい者計画（健康福祉総合計画 2022（第1次改定））に位置づけた重点事業を中心に、三鷹市地域自立支援協議会や関係部局との一層の連携・協働により、障がい者施策の計画的な推進を図ります。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた地域づくりや多職種による医療と介護の連携など、関係機関・関係団体等との協働により高齢者施策の推進を図ります。

◇セーフティーネット支援施策の充実等

高齢者、障がい者、生活困窮者等がライフステージのさまざまな場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティーネットの構築を図りま

す。生活保護制度の適正な運用や生活困窮者自立支援事業の充実とともに、見守りネットワーク事業等の展開により、セーフティーネット機能のより一層の充実を図ります。

◇妊娠期から子育て期にわたる子育て支援の充実

すべての妊婦を対象とした保健師等専門職による面接（ゆりかご面接）を契機として、市が展開する出産・子育てに関する様々な事業に関する情報を積極的に発信し、安心して出産・子育てができるように支援します。

また、子ども政策部と連携し、子育て世代包括支援センター機能を発揮して、妊娠期から子育て期にわたる総合相談に対応するとともに、支援の充実を図ります。

◇各種検診及び予防接種事業の拡充、健康づくり・介護予防事業の充実

がんの早期発見、早期治療に向け、がん予防施策の一層の強化や、がん検診の質の向上、受診率向上等、がん予防に向けた取り組みを受益と負担の適正化を図りながら推進します。予防接種については、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、国の補助事業等を活用しながら接種費用への助成を行い、接種率の向上を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で健康な生活を営めるよう、生活機能の低下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業の推進や健康寿命の延伸と地域からの健康づくりをめざす健康増進事業を、特定健診・保健指導事業、後期高齢者健診を強化する中で、一層の充実を図ります。

◇三鷹中央防災公園・元気創造プラザを活用した福祉サービスの充実

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内に福祉センター・総合保健センター、子ども発達支援センターの保健・福祉施設が整備されたことを最大限有効に活用し、同施設内に整備された他の施設とも有機的に連携して、市民ニーズにあった多様なサービスの効果的な提供に取り組み、福祉サービスの充実を図ります。

4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	元気創造プラザを中心とした「ウエルカム ベビー プロジェクト みたか」の推進	健康推進課
-----	---	-------

【当初計画】

総合保健センターの元気創造プラザへの移転に伴い、同施設内に整備される子ども発達支援センターと連携し、利用者支援事業を中心とする「子育て世代包括支援センター」としての機能を発揮し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。

妊婦の不安軽減と、産後うつや虐待等の問題を発生させない支援につなげるため、引き続き、すべての妊婦を対象とした「ゆりかご面接」を実施し、市民と保健師等行政の職員が顔の見える関係の構築に努めるとともに、市の子育て支援事業等を掲載した「子育てガイド」を、市ホームページに公開するなど、積極的な情報発信に努めます。

さらに、スマートフォン等を活用した母子保健モバイルサービス「ゆりかご・スマイル」を導入し、利用者に応じた予防接種のスケジュールや母子健診・サービス等の案内

を行うことで、予防接種の接種忘れ防止や保護者の利便性の向上を図っていきます。

**【目標指標】**

- ・ 出産予定日が年度内の妊婦に対する「ゆりかご面接」実施率 85%以上
- ・ 「ゆりかご・スマイル」への 0 歳児の登録率 75%以上

<b>【達成状況】</b>	
<p>1, 351 人の妊婦に対してゆりかご面接を実施し（実施率 85%）、妊娠期から支援の必要な妊婦に寄り添うことができるようになり、出産後の育児支援へスムーズに移行することができています。</p> <p>当初予定どおり平成 29 年 7 月に母子保健モバイルサービス「ゆりかご・スマイル」を導入し、平成 29 年度末時点の登録会員数（保護者数）は 1, 756 人（子どもの登録者数は 2, 017 人で、うち 0 歳児の登録者数は 1, 088 人）、0 歳児登録率は当初目標の 75% 以上に対し 73. 8%となりました。これにより、保護者が予防接種のスケジュール管理を簡易にできるようになり、保護者の負担軽減を図ることができました。</p>	

(2)	地域包括ケアシステムの構築に向けた、多職種連携による在宅医療・介護連携事業の推進	高齢者支援課
-----	--	--------

**【当初計画】**

「第六期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めます。

平成 28 年度に設置した多職種による「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」を中心に、在宅療養者が一時的に入院を必要とする場合の支援体制や、地域の医療・介護関係者の連携を図るための支援窓口を設置するなど、高齢者の生活を地域で支える体制づくりを進めます。

**【目標指標】**

- ・ 在宅療養の後方支援体制の構築
- ・ 三鷹市在宅医療・介護連携支援窓口の設置

<b>【達成状況】</b>	
<p>三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に、連携に関する支援を行うため「三鷹市在宅医療・介護連携支援窓口（愛称：連携窓口みたか）」の設置、市・医師会・市内の病院（3 病院）との間で協定を締結し、後方支援病床利用事業を開始するなど、在宅医療と介護の連携についての取り組みを進めました。</p>	

(3)	高齢者計画・第七期介護保険事業計画の策定	高齢者支援課
-----	----------------------	--------

**【当初計画】**

平成 30 年度から 32 年度(2020 年度)までを計画期間とする「第七期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる地域社会づくり

(地域包括ケアシステムの構築)を目指します。策定に当たっては、平成 28 年度に実施した「高齢者の生活と福祉に関する実態調査」の結果を活用するとともに、幅広い市民や関係団体等の意見を聴きながら、検討を進めます。なお、同事業計画の策定に合わせて高齢者計画の一部改定も行います。

**【目標指標】**

- ・ 第七期介護保険事業計画の策定
- ・ 高齢者計画の一部改定

**【達成状況】**

学識経験者、関係団体及び公募市民から構成される三鷹市介護保険事業計画検討市民会議を 6 回開催し、三鷹市の高齢者の現状及び介護保険制度の概要を確認したほか、「三鷹市高齢者計画・第六期介護保険事業計画」の達成状況等を踏まえて議論・検討を重ね、平成 29 年 12 月に素案を確定しました。その後、パブリックコメントを実施し、提出された意見を反映させ、健康福祉審議会に計画(案)を諮問し、答申を受け、平成 30 年 3 月に計画を確定しました。

(4)	障がい福祉計画(第 5 期)等の策定	障がい者支援課
-----	--------------------	---------

**【当初計画】**

平成 30 年度から 32 年度(2020 年度)を計画期間とする「障がい福祉計画(第 5 期)」の策定にあたり、現行は健康福祉総合計画 2022(第 1 次改定)の各論として策定されている「障がい者計画」と、児童福祉法の改正(平成 30 年 4 月施行)により新たに策定することとなった「障がい児福祉計画(第 1 期)(仮称)」を一体化した計画として策定し、障がい者(児)に係る総合的な施策の推進を図り、だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できるまちの実現を目指します。

**【目標指標】**

- ・ 障がい福祉計画(第 5 期)の策定
- ・ 障がい児福祉計画(第 1 期)(仮称)の策定

**【達成状況】**

当初のスケジュールどおり進捗し、障がい者地域自立支援協議会の開催、パブリックコメントの実施を通じて、市民意見を十分に反映させることができました。

障がい者地域自立支援協議会では、グループワーク方式でテーマを検討するなど、従来の会議手法にこだわらずに活発な意見交換ができるよう努めた結果、就労の促進など多くの意見を集約することができました。

(5)	第二期国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）及び第三期特定健康診査等実施計画の策定	健康推進課
-----	--	-------

**【当初計画】**

平成 30 年度から 35 年度(2023 年度)までを計画期間とする「第二期国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）及び第三期特定健康診査等実施計画」を策定します。策定に当たっては、これまでの取り組みに対する評価を行うとともに、平成 29 年 3 月に策定した第一期データヘルス計画において挙げられた健康課題の解決に向けた取り組みについて検討を進めます。

**【目標指標】**

- ・第二期国民健康保険保健事業計画及び第三期特定健康診査等実施計画の策定

**【達成状況】**

第一期データヘルス計画で挙げられた特定健診の受診勧奨や受診後のフォローなどの健康課題に対し、これまでに取り組んできた各種事業について評価・分析を行うとともに、今後取り組むべき事業内容や糖尿病性腎症等各疾患への対応について、計画に盛り込むことができました。平成 30 年度以降は、個々の事業について、年度ごとに指標を設定したうえで評価・分析を行い、より効果的な対応方法を検討していきます。

(6)	介護保険施設の整備と人財確保等に向けた取り組み	高齢者支援課
-----	-------------------------	--------

**【当初計画】**

「健康福祉総合計画 2022（第 1 次改定）」、「第六期介護保険事業計画」に基づき、平成 28 年度に引き続き、認知症高齢者グループホームの開設を支援します。特別養護老人ホームについては、大沢地区と井口地区に新たに施設が整備される予定となったことから、新施設開設に合わせて公立施設の見直しを行うことで財政負担の抑制にも努めながら、介護保険施設の充実に取り組めます

また、高齢者を支える介護人財の確保等についても、検討を進めます。

**【目標指標】**

- ・認知症高齢者グループホームの開設支援
- ・特別養護老人ホームの整備支援

**【達成状況】**

特別養護老人ホームについては、平成 31 年度の大沢地区、平成 32 年度(2020 年度)の井口地区での開設に向け、都や事業者と協議を行い、整備支援に取り組みました。

認知症高齢者グループホームについては、整備に対する補助金の交付などの支援を行い、予定どおり、中原地区に平成 30 年 3 月 1 日に 1 か所開設しました。

介護人財の確保等に向けた取り組みは、平成 30 年度からの事業化に向けて、市内介護事業者が行う職員等の介護職員初任者研修課程研修費等の助成や、市内介護事業者

が行う介護職員等の家賃補助に対して、市が当該事業者に対して補助金を交付する等の人財確保に向けた事業者支援の取り組みについて検討を行いました。

(7)	北野ハピネスセンターの大規模改修と成人部門の効果的な運営	障がい者支援課
-----	------------------------------	---------

**【当初計画】**

平成 28 年度に実施した大規模改修工事に関する設計報告書に基づき、利用者の安全確保を図りながら、生活介護事業充実等のための施設改修工事を行います。

北野ハピネスセンター成人部門の生活介護事業等については、引き続き、委託先である社会福祉法人と緊密な連携を図りながら、重度化への対応や医療的ケアの充実など、その専門性を生かした効果的な運営に努めます。また、施設の管理運営については、一層の効果的・効率的な運営が図られるよう、平成 30 年度からの指定管理者制度の導入に向けた準備を進めます。

**【目標指標】**

- ・生活介護事業充実等のための施設改修工事と利用者の安全確保
- ・成人部門の円滑かつ効果的な運営
- ・指定管理者制度導入に向けた、事業者の選定と円滑な引き継ぎ

**【達成状況】**

幼児移転後の施設の有効活用と老朽化対応、さらに生活介護事業の充実を図ることなどを目的に改修工事を実施しましたが、計画どおり工事を完了することができ、新たなサービス(入浴・給食)提供を行うことができるようになりました。

(8)	地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展	地域福祉課
-----	----------------------	-------

**【当初計画】**

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる共助のまちづくりをめざし、7か所の地域ケアネットワーク(井の頭、新川中原、にしみたか、東部、連雀、三鷹駅周辺、大沢)の活動の充実と発展に向けた支援を継続するとともに、市内の新たな担い手の発掘やさらなる事業展開の方策などについて関係団体と引き続き協議・検討を行い、連携を進めます。

福祉人財の養成と活動支援については、傾聴ボランティアや地域福祉ファシリテーターを関係機関等と連携して養成するとともに、活動支援の充実を図ります。

**【目標指標】**

- ・各地域ケアネットワークの活動の充実と発展に向けた支援の継続と今後の事業展開の方策などについて関係団体との協議・検討等
- ・傾聴ボランティアや地域福祉ファシリテーター等新たな担い手の養成と活動支援

**【達成状況】**

関係機関・団体と連携しつつ、各地域ケアネットワークの充実と発展に向けた活動支援を継続することにより、各地域の実情に即した活動が展開できました。また、代表者会議での意見交換をふまえ、地域の活動と大学・学生の連携・参加に関する情報交換会を市内3大学の協力で開催しました。福祉人財については地域福祉ファシリテーターや傾聴ボランティア等の養成および活動支援を行いました。

(9)	生活保護制度の適切な運用と生活困窮者自立支援事業の推進	生活福祉課
-----	-----------------------------	-------

**【当初計画】**

保護受給者の自立へ向けた支援を総合的、組織的に実施するため、自立支援プログラムに基づき、重層的な就労支援、健康管理支援、金銭管理支援に取り組むなど、社会生活及び日常生活の自立支援の充実を図ります。また、改正生活保護法に基づき、就労自立給付金の支給を行うとともに、保護開始時の収入・資産等調査の強化など不正・不適正受給対策の強化や医療扶助の適正化により、一層の適正な制度運用に努めます。

生活困窮者自立支援事業については、新たに家計相談支援事業に取り組み、より一層生活困窮者への支援を充実させるとともに、生活困窮者の抱える複雑な問題に対応するため、訪問や同行支援など適切なアウトリーチにより、公的支援だけでなく、多様な民間の支援（社会資源）を開拓するなど事業の充実を図ります。

**【目標指標】**

- ・就労自立支援プログラム及び生活困窮者自立支援事業による新規就労者数 100人以上
- ・生活困窮者自立相談申込月 30件以上（うち、プラン作成支援 10件以上）

**【達成状況】**

生活保護の就労支援プログラムによる新規就労実現者数は72人（前年度58人）で、このうち、就労自立による保護廃止世帯数は14世帯（前年度28世帯）となりました。また、就労自立給付金については、26件（前年度23件）の実績がありました。生活保護制度の適正な運用に関しては、年金・資産調査員として社会保険労務士1名を委託契約により配置し、体制強化を図りました。また、課税調査及び年1回の資産調査を行い、不正・不適正受給の防止に努めました。生活困窮者自立相談支援事業では、新規相談件数396件（前年度371件）内、プラン作成件数126件（内、家計相談数24件）となりました。今後も関係機関とより一層の連携を図り、相談者に寄り添った支援を継続していきます。

(10)	がん検診等の充実（前立腺がん）	健康推進課
------	-----------------	-------

**【当初計画】**

前立腺がんの早期発見を図るため、他のがん検診と同様に受診費用の一部負担により受益と負担の適正化を図りながら、市の検診事業として実施します。

また、がん検診等各種検診事業について、より効果的な検診の実施と受診率の向上をめざし、引き続き、三鷹市医師会等と協働してその充実に努めます。

**【目標指標】**

- ・前立腺がん検診を含む各種検診事業の円滑・着実な実施
- ・今後の検診内容について三鷹市医師会等と検討

**【達成状況】**

計画どおり市の事業として前立腺がん検診を実施したほか、平成 28 年度から特定健診等と同時実施している大腸がん検診についても、20,101 人が受診するなど、各種健康診査・検診事業について、円滑かつ着実な実施ができています。また、次年度の取り組みとして、「健診等のあり方検討委員会」において三鷹市医師会と協議し、特定健診等各種健康診査において実施している胸部レントゲン検査に喀痰細胞診を加えることで、肺がん検診に位置づけて実施するなど、検討を進めました。

(11)	調布基地跡地福祉施設整備等に向けた取り組み	障がい者支援課
------	-----------------------	---------

**【当初計画】**

調布基地跡地の土地利用計画において、三鷹市、府中市、調布市の三市共同で設置することとしている三鷹市担当分の障がい者福祉施設について、障がい者計画に示した、計画期間後期（平成 31～34 年度(2022 年度)）での「設置・運営」を実現するための取り組みを進めます。今年度は、事業者選定委員会を設置し、当該施設の建設・運営に適した事業者の選定するための公募要項や評価基準等を定め、選定した事業者と三市とで締結する協定の内容について検討します。

**【目標指標】**

- ・障がい者福祉施設に係る事業者の選定及び協定の締結

**【達成状況】**

調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に係る基本プランについては平成 29 年 6 月に確定をしましたが、施設整備に係る都主管部の合意形成に期間を要したため、事業者選定委員会の設置には至りませんでした。ただし、当該都主管部との丁寧な認識共有を図った結果、当初計画どおり平成 33 年(2021 年) 4 月のサービス提供開始に向けて、事業スケジュールの再調整を行うことができました。今後は平成 30 年度に事業者選定委員会を設置し、公募要項及び評価基準に基づき公募を行い、選定した事業者及び三市（三鷹市・府中市・調布市）での協定締結を目指します。



(12)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	高齢者支援課
------	--------------------	--------

**【当初計画】**

高齢者の生活を地域で支える「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。平成 28 年度から開始した「介護予防・日常生活支援総合事業」では、要支援者に対する訪問型サービス・通所型サービス、生活支援サービス等の充実を図るほか、生活支援コーディネーターによる高齢者の介護予防や社会参加、生きがいつくり等の活動支援を進めます。また、ロコモティブシンドローム・プログラムの実施など、地域との協働による高齢者の身体機能の改善等に取り組みます。

**【目標指標】**

- ・訪問型サービス・通所型サービス、生活支援サービス等の充実
- ・地域運動機能向上事業の実施

**【達成状況】**

平成 28 年度から開始した総合事業は、旧国基準と緩和した基準を併存する方式としたため、利用者に大きな混乱は無いものの、緩和した基準のサービスの利用者数は伸びない結果となりました。今後、みたかふれあい支援員の利用促進も含め、サービス利用要件等の見直しを検討します。

市全域を中心に生活支援・介護予防サービスを推進する第 1 層生活支援コーディネーターと、日常生活圏域で推進する第 2 層のコーディネーターの連携による介護予防自主グループ育成支援により、平成 29 年度は計 36 団体の自主グループが活動を開始しました（平成 28 年度実績 26 団体）。

ロコモティブ・シンドローム予防事業については、年間 4 回の連続講座を杏林大学、老人クラブ連合会、社会福祉協議会との協働により開催しました。

## Ⅶ 「子ども政策部の運営方針と目標」の達成状況

子ども政策部長 和泉 敦  
子ども政策部調整担当部長 齊藤 真

### 1 部の使命・目標に関する認識

#### (1) 部の使命・目標

三鷹市に生活するすべての子どもが地域の中で健やかに成長ができ、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができる環境や基盤を確立し、次世代を担う子どもたちの健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりをめざします。

そのために、「三鷹子ども憲章」、「三鷹市子育て支援ビジョン」の理念の実現に向けて、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体や NPO 法人との連携を推進し、子育て支援施策の推進と充実を図ります。

同時に、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、地域、学校、企業、家庭と連携・協力を行い、「仕事と家庭生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）」の実現を図ります。

#### (2) 各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課、子ども発達支援課の4課から構成されています。子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、多世代交流センター等の整備と運営、④母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく支援、⑤児童手当・その他児童に係る各種手当の支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦私立幼稚園等園児保護者への助成、⑧子ども発達支援センターの運営と子どもの発達支援業務、⑨児童虐待防止等要保護児童対策などの業務を行っています。

### 2 部の経営資源（平成 29 年 4 月 1 日現在）

#### (1) 職員数

子ども政策部職員 228 人

職員比率（正規職員）子ども政策部 228 人／市職員 988 人 職員比率 約 23.1%

#### (2) 予算規模

平成 29 年度子ども政策部予算額

一般会計 12,579,323,000 円

### 3 部の実施方針

◇「子育て支援ビジョン」及び「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進

子ども・子育て支援新制度を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」及び「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと、子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に向けて環境の整備を行い、「子育て支援ビジョン」に掲げられている課題に取り組みます。そのために、「子ども・子育て会議」において、計画の進行管理や評価・検証を行うとともに、関係機関と連携を図り子ども・子育て支援施策を推進します。

◇地域における在宅子育て支援の充実及び子ども発達支援センターの開設による全ての子どもの健やかな育ちのための妊娠期からの切れ目のない支援の推進

子ども家庭支援センターなどで実施する親子ひろば等の事業の充実と子育てグループの育成、親同士の交流等のサポート事業の充実を図ります。同時に、乳児家庭をはじめとした子育て家庭の地域での孤立や児童虐待を防ぐため、見守り活動やさまざまな支援の一層の充実を図り、子どもの育ちと子育て家庭を支援する地域ネットワークの充実を推進します。

また、中央防災公園・元気創造プラザ1階に開設する子ども発達支援センターを三鷹市における「子育て世代包括支援センター機能」の中核施設として位置付け、総合保健センターや子ども家庭支援センターと連携して妊娠期からの全ての子どもの健やかな育ちを切れ目なく支援するとともに、地域の中核的な子どもの発達支援施設として障がい児やその保護者の地域における支援体制の確立を図ります。

◇保育園待機児童の解消と保育サービスの充実に向けた取り組みの推進

保育園待機児童を解消するための保育施設整備については、地域におけるニーズを踏まえながら、民間認可保育所や認証保育所等の民間事業者による保育所開設支援や保育人財の確保など多様な取り組みを進める中で、待機児童の減少を図り、仕事と生活の両立が可能となるよう支援の充実を図ります。

◇ひとり親家庭自立支援事業等の推進

母子家庭等の自立が促進されるよう、子育てや生活・就労等の相談機能強化に取り組むとともに、母子生活支援施設を活用して支援します。また、女性の生活支援の観点からDV被害者についても関係機関と連携して支援します。

◇青少年の健全育成と団体活動への支援の推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心を持ち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、「児童青少年健全育

成活動の基本方針」に沿って活動ができる支援体制の整備を図ります。

#### ◇多世代が交流できる居場所づくりの推進

多世代交流センターの設置を受け、児童及び青少年の健全育成を推進する児童館機能の一層の充実とともに、生涯学習センターと連携し多世代が学びを深めることができる生涯学習機能の充実を図り、総合的な多世代交流の取組みを推進していきます。

また、子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、教育委員会、地域の大学などの研究機関、地域で子ども・若者への支援活動を行っている NPO 法人等との連携や協働による取組みを推進し、若者支援機能としての役割を担います。

#### ◇学童保育所や地域子どもクラブ等の放課後の居場所づくりの充実と安定的な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会参加ができるよう、「子どもコミュニティ推進計画」に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動の拠点づくりを進めます。

また、子どもたちが安全で安心して生活ができる「居場所」としての学童保育所のサービスの向上と地域子どもクラブの活動の充実を図り、相互の連携の充実を図ります。さらに、学童保育所の入所希望者が増加していることを踏まえ、通所児童の安全確保を第一として、待機児童の解消、運営手法の充実、施設の老朽化の解消等の視点から総合的な居場所づくりの展開を進めます。

#### ◇各種手当や医療費助成制度等をはじめとした子育て支援施策の推進

児童手当・その他児童に係る各種手当や、乳幼児をはじめとする医療費助成、また、幼稚園就園奨励費等の助成も含め各制度の確実な執行と適正な運用を図り、子育て世帯に対する経済的負担の軽減と支援を進めます。

#### ◇災害に強い児童施設等の整備による子育て環境の充実

耐震化の推進等災害に強い児童施設等の整備に向けて、子育て支援施設等の統合・再配置を含め、複数の施設の複合化に向けた取組みを進めるとともに、保育施設、児童施設等の災害時における危機管理マニュアル等に基づいて訓練を行うなど、災害に強い子育て環境の整備を進めます。また、引き続き保育施設における食の安全確保にも努めます。

#### 4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	子ども・子育て支援新制度、子ども・子育て支援事業計画等の着実な推進	全課
-----	-----------------------------------	----

##### 【当初計画】

「子育て支援ビジョン」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」に基づき、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていくことを基本とした施策を展開します。

また、庁内連絡会議等を活用しながら、「子ども・子育て会議」において目標事業量の達成状況を公表・評価・検証し、会議での委員からの意見を踏まえ、PDCA サイクルを充実させた子ども・子育て支援新制度、子ども・子育て支援施策の推進を図ります。

##### 【目標指標】

- ・子ども・子育て会議における目標事業量の達成状況の公表・評価・検証と進行管理の着実な実施
- ・施設型給付や地域型保育事業等の円滑な推進

##### 【達成状況】

子ども・子育て会議を4回開催し、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理、事業の評価・検証、目標事業量の達成状況についての公表を当初計画のとおり実施しました。

また、計画期間におけるニーズの見込み及び確保方策について、今後の保育需要を再推計し、修正を図りました。

(2)	子ども発達支援センターの円滑な運営	子ども発達支援課
-----	-------------------	----------

##### 【当初計画】

平成29年4月に開設した子ども発達支援センターは、全ての子どもの健やかな育ちを支援するために、総合保健センター、子ども家庭支援センター及び総合教育相談窓口などの関係部署と連携し、早い段階から相談支援が可能となるように、地域子育て支援拠点（親子ひろば）事業等を実施するとともに、児童福祉法第43条に規定する「福祉型児童発達支援センター」の指定を受け、地域の中核的な療育支援施設として、発達等に課題のある子どもに対し、療育、訓練、指導等を行います。また、通園事業（くるみ幼稚園）の定員増等を図るとともに、発達等に課題のある子どもとその家族が地域の中で生き生きと安心して生活できるよう、家族支援や地域支援にも取り組みます。

##### 【目標指標】

- ・併用通園（6人）の実施や地域支援事業（保護者への研修や地域の子育て施設のスタッフ等に対する研修会）など円滑な事業実施
- ・保護者や地域の子育て施設のスタッフ等に対する研修会の実施による発達障がいへの理解の啓発

- ・障がい児等が地域の中で住みやすいまちづくりの推進

**【達成状況】**

地域支援拠点事業は、年間延べ 13,453 人が利用しました。今後も周知に努め利用者の増加を目指します。地域支援セミナーの実施は、アンケート結果からも障がいに関する知識の深まりに繋がっていることから、就学以降の子どもにも活用できる内容も入れ、広く子どもの育ちに向けた支援に繋げていきます。併用通園については、実施した 6 園すべてが有意義だったと回答しています。今後は、児童が在籍園でより長く集団生活を行えるよう対象年齢を下げ、早期から支援していきます。

(3)	在宅子育て支援・子ども子育て利用者支援事業の推進・拡充	子ども発達支援課
-----	-----------------------------	----------

**【当初計画】**

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、保育園での地域開放や親子ひろば事業において保護者同士の交流の場を提供するとともに、子ども家庭支援センターや多世代交流センターにおいても地域の方が気軽に参加できるプログラムの充実を図るなど、在宅子育て支援を推進します。

新制度における「利用者支援事業」については、平成 29 年 4 月に開設した子ども発達支援センター内地域子育て支援拠点に子育て支援コーディネーターを配置して基本型利用者支援事業を実施し、総合保健センターの母子保健型利用者支援事業と連携してワンストップで相談対応するなど、今まで行ってきた内容をさらに充実させ、「相談支援」「地域支援」「情報提供」の 3 つの柱で子育て家庭の支援を展開します。総合保健センターと子ども発達支援センター及び子ども家庭支援センターの 3 つのセンターを中心とする子ども家庭支援ネットワークの充実により、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。この取り組みを三鷹市における「子育て世代包括支援センター」機能の確保と位置付け、「ウェルカム ベビー プロジェクト みたか」として平成 28 年度の取り組みを発展拡充して展開します。

さらに、国の「子育て支援員」制度の活用やファミリー・サポート・センター事業による子育てサポートリーダーの育成などにより、地域における子育て支援の人財育成に努め、協働型地域子育て環境の充実を図ります。

**【目標指標】**

- ・親子ひろばや各種育児講座の参加者数増加
- ・子ども発達支援センターで新たに実施する総合保健センターや子ども家庭支援センターなどの関係部署と連携した利用者支援事業による家庭での子育て不安の解消や孤立感の解消

**【達成状況】**

親子ひろば事業の利用者数及び各種育児講座の参加者数は、概ね前年度以上の実績となりました。

利用者支援については、各施設で特色を生かした相談が行われており、利用者への

正しい情報提供と、その情報を基にしたコーディネートができるよう実施した担当者連絡会は、担当者のスキルの向上にもつながっています。養成した子育てサポーターは、出前型ひろば事業だけでなく庁内の各課が行う保育付講座等に年間 172 回、300 人の派遣要請があり、活躍の場が多くなっています。また、育メンスタート講座等に参加した 39 人の父親のうち 69% が継続的にひろばを利用していることから、引き続き子育て講座に誘うなど父親の育児参加を促すとともに、妊娠期からの切れ目のない支援、在宅での不安感や孤独感のない子育て環境の充実にむけた支援を推進します。

(4)	多世代交流センターにおける学びと遊びと交流の場の創出	児童青少年課
-----	----------------------------	--------

**【当初計画】**

平成 29 年 4 月に開設した多世代交流センターでは、児童館機能強化による乳幼児・小学生・中高生世代の利活用の促進に加え、若者・社会人・乳幼児の保護者、さらには、高齢者を含めたそれぞれの世代が生き生きと「学び」や「遊び」などの活動を展開する中で、世代間の交流や見守りが生まれる空間となるような円滑で安定した施設運営をめざします。

平成 31 年度のリニューアルオープンに向けて、庁内検討チームを活用しながら多世代交流施設の機能強化をめざした施設改修工事の設計に着手します。

また、東・西多世代交流センターにおいて中高生の居場所づくりの取り組みを行うとともに、生涯学習センターと連携した多様な生涯学習事業を推進します。

**【目標指標】**

- ・「多世代交流センター」の円滑な運営
- ・各世代の「学び」と「遊び」の場と機会の提供と充実
- ・生涯学習センターと連携した生涯学習事業の推進
- ・基本プランのリニューアルオープン設計への反映

**【達成状況】**

多世代交流センターでは、旧児童館・社会教育会館の機能を拡充・強化することで様々な世代を網羅した事業に取り組み、多世代が生き生きと「学び」や「遊び」などの活動を行い、世代間の交流や見守りを生み出す場の創出を図りました。今後は、各機能の一層の充実・強化を図ります。

(5)	待機児童解消に向けた私立認可保育園の開設等の支援	子ども育成課
-----	--------------------------	--------

**【当初計画】**

待機児童の解消を図るため、平成 27 年度に廃園した高山保育園跡地を活用し、市内社会福祉法人による公有地を活用した私立認可保育園の開設支援を行います。開設に当たっては、用地の無償貸付を行うとともに、国の補助金を活用して整備費の助成などの支

援を行います。そのほか、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づき、国の補助金を活用して、平成 30 年 4 月開設に向けた保育園 3 園の開設支援を行い、私立認可保育園として合計 4 園の開設を支援します。

【目標指標】

- ・待機児童の解消に向けた私立認可保育園 4 園の開設支援

<b>【達成状況】</b>
<p>事業者が建築工事、内装工事、保育従事職員の募集を計画的に行うことができるよう支援し、国及び東京都の補助金を活用しながら開設に向けての準備を進めました。</p> <p>拡充定員は、みたか小鳥の森保育園分園 86 人、三鷹ちしろの木保育園 88 人、ケンパ井の頭分園 12 人、キッズガーデン三鷹上連雀 99 人となりました。</p> <p>保育士等の人財不足により保育従事職員の確保は年々難しくなる一方、子ども・子育て支援新制度移行後の東京都への認可申請手続きについても煩雑化しています。保育園運営事業者が行う各種手続きについて、市においても適切に指導していく必要があります。</p>

(6)	認証保育園等の機能集約を図った移転に対する支援	子ども育成課
-----	-------------------------	--------

【当初計画】

市内で認証保育所、病児保育室等を営む事業者が、三鷹駅前再開発ビルに移転し、新たに親子ひろば事業を開始するなど機能集約を図った一体的な施設整備を実施することから、多様な保育需要に対応するため、平成 30 年度の開設に向けて市内事業者に対し円滑な開設支援を行います。

【目標指標】

- ・多様な保育需要に対応するためのスムーズな開設支援

<b>【達成状況】</b>
<p>市内で認証保育所、病児保育室等を営む事業者が、三鷹駅前再開発ビルに移転し、新たに親子ひろば事業を開始するなど機能集約を図った一体的な施設整備を実施することから、平成 30 年 4 月の開設に向けた支援を行いました。事業者の計画に沿った補助金の活用においては、スムーズに開設できるよう、東京都の担当部署へ適切に申請できるよう事業者を支援しました。</p>

(7)	学童保育所や地域子どもクラブによる子どもの居場所づくり・待機児童解消に向けた取り組み	児童青少年課
-----	--	--------

【当初計画】

平成 29 年 2 月に開設した連雀学園学童保育所、平成 29 年 4 月に開設した高山小学童保育所 C を含めた全 29 施設の学童保育所の安定した運営を図ります。

学童保育所の入所申込者が増加している現状を受け、学校・学童保育所の規模の適正



化検討チームによる児童数の見込みや開発事業状況等も勘案しながら、引き続き、運営方法や施設拡充等の検討を行い待機児童解消に向けた総合的な取り組みを進めます。

また、地域子どもクラブ、むらさき子どもひろば、多世代交流センターを含めた連携手法を検討し、子どもの総合的な居場所づくりや環境づくりの推進を図ります。

特に、待機児童が多く発生している四小学童保育所については、むらさき子どもひろばを活用した夏季休業中の待機児童の居場所づくりを実施します。

**【目標指標】**

- ・地域子どもクラブ、むらさき子どもひろば、多世代交流センターなど子どもの居場所づくりの総合的な推進

**【達成状況】**

新設した学童保育所の安定した運営を行うとともに、運用定員 249 人の拡充を図りました。また、夏季休業中のむらさき子どもひろばと地域子どもクラブでの居場所づくりの拡充、更にむらさき子どもひろばにおける新たな取り組みとして、放課後帰宅することなく直接来館する、いわゆるランドセル来館「むらさき放課後クラブ」の試行的な実施により、待機児童対策も含めた居場所づくりを推進しました。

さらに、多世代交流センターについては児童館機能、生涯学習支援機能、若者支援機能を活かした子どもの居場所としての活用が図られました。

(8)	多様なサービスの拡充による子どもの貧困対策の推進	子育て支援課
-----	--------------------------	--------

**【当初計画】**

ひとり親家庭・子どもの貧困等への支援にあたっては、庁内連携を図るとともに、母子父子女性福祉資金管理・相談システムの機能やそのデータを活用し、それぞれの相談内容やニーズを的確に把握し、制度の拡充を図った高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練事業等自立支援や母子・父子福祉資金の貸付等経済的支援、離婚時の養育費分担等の協議・合意啓発など多様なサービスを拡充しながら、一層の対策を推進していきます。

また、ひとり親家庭等に支給している児童扶養手当の現況届提出に際して、対象者のより一層の利便性向上を図るため、引き続き、土・日窓口の特別開設をはじめとする受付事務の一層の改善を進め、特別開設時に就労支援機関（ハローワーク）と連携してひとり親家庭等の就労支援に努めていきます。

**【目標指標】**

- ・ひとり親家庭・子どもの貧困等について庁内連携と相談内容、ニーズに応じた多様なサービスの拡充による自立支援や経済的支援などの推進

**【達成状況】**

ひとり親家庭の生活の安定に向け、国家資格の取得に向けた専門学校等の修業期間における生活の負担軽減に係る給付について支給額や対象資格を拡充しました。また、

ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用時間単位や経費負担をより利用しやすくしたことで、一層の支援の推進を図ることができました。子どもの貧困対策をはじめ子育て世帯への支援事業については、相談者に寄り添いニーズにあった支援メニューを組み合わせた確に対応していますが、相談件数の増加とともに内容は複雑化傾向にあります。現行システムを有効に活用するとともに、庁内関係機関連携による重層的な支援の実施に取り組んでいきます。

(9)	児童虐待の防止に向けた相談機能の強化	子ども発達支援課
-----	--------------------	----------

**【当初計画】**

近年の相談・通告件数の増加に適切に対応するため、子ども家庭支援センターのびのびひろばにおいて、虐待対策コーディネーター、虐待対策ワーカーによる迅速かつ的確な対応を行います。平成 28 年 3 月に改定した三鷹市子ども虐待防止対応マニュアルをより活用し虐待対応のフローチャートで確認するなど、関係機関との連携強化を図ります。児童虐待に対する組織的対応の実効性を高めることで、更なる虐待の発生予防、早期発見・早期対応に取り組めます。

**【目標指標】**

- ・関係機関との連携・信頼関係の強化による虐待防止への取り組み
- ・早期対応に向けた相談体制の整備

**【達成状況】**

平成 29 年度は、663 件の相談を受け、その内容も課題も多岐にわたっていますが、早い段階で各関係機関とのケース検討(カンファレンス)等を行うことで、タイムリーで内容に即した支援ができています。今後も関わる機関で一体的な対応ができるよう情報や課題の共有に努めていきます。

また、課題の大きさや緊急性の高いケースなどは、児童相談所と合同で、進行管理や今後の対応方針の決定等、専門性の高いアセスメントを行っています。今後も虐待進行を防ぐため、児童相談所と緊密な連携を図っていきます。

## Ⅷ 「都市整備部の運営方針と目標」の達成状況

都市整備部長 田口 久男  
都市整備部調整担当部長 小泉 徹  
都市整備部広域まちづくり等担当部長 小出 雅則

### 1 部の使命・目標に関する認識

#### (1) 部の使命・目標

◇「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。

◇都市計画道路や都市交通環境の整備、緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。

◇データベースシステムを活用して、施設保全情報の一元的管理を行うとともに、道路、下水道等を含む公共施設のより総合的かつ計画的な管理を推進し、公共施設の効率的な維持・保全・活用や長寿命化に努めます。

◇下水道施設については、更新とともに広域的な視点からの再構築をめざすこととし、安定した下水道機能の確保、耐震化の向上及び都市型水害対策を促進します。

#### (2) 各課の役割

都市整備部は、都市計画課、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、水再生課、緑と公園課の7課で構成されています。「人間のあすへのまち」の実現をめざし、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画及び住宅政策、②都市計画道路及び再開発、③公共施設の一元管理、④道路、橋梁等及び都市交通、交通安全対策、⑤建築基準行政、⑥下水道、⑦緑化及び公園などを役割分担し、連携しながらその推進及び整備を行っていきます。

### 2 部の経営資源（平成29年4月1日現在）

#### (1) 職員数

都市整備部職員 123人（うち、他団体からの派遣職員 1人）

職員比率（正規職員）都市整備部 123人／市職員 988人 職員比率 約 12.4%

#### (2) 予算規模

平成29年度都市整備部予算額

一般会計 2,967,716,000円

下水道事業特別会計 2,888,429,000円

### 3 部の実施方針

#### ◇緑と水の公園都市をめざす事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて、「緑と水の基本計画 2022（第1次改定）」に基づき、自然緑地等の保全、公園緑地等の公有地化や整備の促進など、すべての市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携を図りながら、ガーデニングフェスタ 2017 の開催、市民参加で取り組む街かど花壇づくり、花と緑の広場の運営等を推進します。さらに、市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化を進めるとともに、都市農地及び緑地等保全・活用のための施策にも取り組みます。土地利用では、大規模土地利用転換等の把握に努め、適切な時期に用途地域の見直しを行うための検討や地区計画・景観協定などの制度の活用を図ります。また、三鷹らしい景観づくりに向けて、平成 28 年 3 月に策定した「三鷹市公共施設景観づくりの手引き」に基づき公共施設整備を推進し、景観づくりを先導していきます。空き家等については、三鷹市空き家等対策協議会を設置し、空き家等の適正管理を推進します。こうした取り組みやまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の豊かで良好な都市環境の創出に取り組みます。

#### ◇都市計画道路の整備

都市計画道路等の幹線道路の適切なネットワーク化を図るため、優先順位の高い路線から順次整備が進められるよう取り組みます。

市施行の都市計画道路の整備としては、引き続き三鷹都市計画道路 3・4・13 号の用地取得等を進めるとともに「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して事業着手した三鷹都市計画道路 3・4・7 号の八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約 235m について、平成 29 年 4 月より「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」として電線類の地中化に向けた取り組みを進めます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援し、協働の取り組みを推進します。平成 28 年 3 月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき、東京都及び近隣区市とも連携して、都市計画道路の整備を推進します。

#### ◇東京外かく環状道路事業

三鷹地区検討会等で提案された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に対し強く要請します。

市へ与える影響と対策については、多岐にわたる検討課題について、助言者会議等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行います。また、中央ジャンクション上部利用及び周辺のまちづくりについて、平成 28 年度に開催した北野の里（仮称）まちづくりワークショップの市民意見を反映し、市民、事業者、国及び東京都と連携・協働し、まちづくり整備計画の策定をめざします。工事期間中等の地域の安全・安心については、引き続き「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民との協働により運営し、適切な対策を検討するとともに、事業者に対応を求めていき

ます。さらに、「対応の方針」に外環整備にあわせて整備することが示されたジャンクション周辺の都市計画道路について、早期完成に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりの展開を図ります。

#### ◇三鷹駅前再開発事業の推進

平成 28 年度に策定した「三鷹駅前地区再開発基本計画 2022」に基づき、都市の危機管理、都市の活性化、良好な市街地の形成、まちの個性の創出、環境に配慮したまちづくりの 5 つの基本的な視点のもと、歩行者などの回遊性やにぎわいの創出、景観づくりの誘導などにより、質の高い総合的なまちづくりを進めます。

また、三鷹駅南口中央通り東地区については、UR 都市機構と連携し、三鷹駅前地区の活性化の拠点となるよう取り組むほか、地区計画等の面的なまちづくりの検討により、中央通り買物空間整備事業との一体的な整備が進められるよう、関係権利者の合意形成と都市計画決定に向けて取り組みます。

#### ◇都市交通環境の整備

「交通総合協働計画 2022（第 1 次改定）」に基づき、地域公共交通活性化協議会において協議を行いながら、安全で安心して快適に移動できるなど公共交通環境の充実に向けた事業実施を検討します。バス交通については、「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、既存路線について、市民ニーズ等を把握し検証を行うなど、市域全体の交通利便性の向上に向けてみたかバスネットの推進を図ります。

また、「駐輪場整備基本方針」を改定し、新たに「駐輪場整備運営基本方針（仮称）」を策定することにより、利便性の高い安定的な駐輪場の運営・整備や受益者負担の適正化などについて引き続き取り組みます。さらに、鉄道駅周辺の放置自転車対策や既存の駐輪場をより効率的に活用する仕組みとして、引き続きサイクルシェア事業に向けた取り組みを実施します。あわせて、自転車に関係する事故が多いことから、三鷹警察署と連携して、自転車の安全利用や交通ルール・マナーの周知に関する啓発活動等の取り組みを推進します。

#### ◇耐震改修の促進

東日本大震災を踏まえ、平成 24 年度に改定した「耐震改修促進計画」に基づき、対象建築物の耐震化を計画的に推進してきましたが、熊本地震の被災状況、社会情勢の変化、本計画の実施状況を踏まえ、平成 29 年度に本計画の改定に向けた検討を進めます。三鷹中央防災公園・元気創造プラザの完成により、老朽化し耐震性に課題のある公共施設等を集約して耐震化を図ることができました。また、特定緊急輸送道路沿道建築物については、優先的に耐震化を促進するため、東京都と連携を図りながら所有者に対して必要な指導、助言等を行います。

#### ◇下水道事業の推進

長寿命化及び地震対策事業を統合した「下水道再生計画」に基づき、下水道施設の改築及び耐震化を行い、安全安心な生活環境の確保に努めます。

また、集中豪雨による都市型水害に対応するため、中仙川改修事業等の中原地区の浸水対策を進めるとともに、水害が発生する地域について、雨水管整備工事等を実施します。

さらに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入について、関係機関との協議を進めるとともに、編入までの間、東部水再生センターの延命化に取り組めます。

#### ◇建築基準行政の推進

市民の生活基盤である建築物の建築基準法令等を遵守することは、安全で安心なまちづくりの根幹となるものです。平成 24 年度に策定した「建築安全マネジメント計画」等に基づき、建築物の安全性確保に向けた取り組みを推進してきましたが、社会状況の変化を踏まえた取り組みが必要なため、平成 28 年度に本計画の改定を行いました。本計画に基づき、庁内関係部課はもとより警察、消防及び保健所と積極的な連携を図り、更なる取り組みを進めます。

#### ◇公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

平成 28 年度に策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、道路、下水道を含む市が保有する公共施設の総合的かつ計画的な管理に取り組み、更なるファシリティ・マネジメントの推進を図ります。

また、公共建築物の効率的な維持・保全・活用や長寿命化をめざし、施設の現状を踏まえた工事内容の精査、的確な修繕・更新工事の実施、施設所管課による継続的で安定した施設管理の啓発等を重視しながら、「公共施設維持・保全計画 2022」を着実に進めます。防災上重要な公共建築物の耐震化については、市立小中学校、コミュニティ・センターの耐震化が完了し一定の目途がたちましたが、引き続き、その他の公共施設等についても耐震化の取り組みを進め、安全安心で快適に利用できる施設の確保に努めます。

### 4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	下水道再生計画の推進と都市型水害対策の整備【下水道施設の長寿命化等の推進及び災害に強い下水道の整備】	水再生課
-----	--	------

#### 【当初計画】

「下水道再生計画」に基づき、長寿命化対策事業として、東部水再生センターの機械設備等改築工事及び監視制御設備等更新工事（第 2 期）、井の頭ポンプ場のポンプ設備等改築工事を実施するとともに、管路施設の詳細調査及び管更生工事を実施します。また、地震対策事業として、震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざし、東部水再生センター管理棟の耐震工事や防災拠点周辺の下水道施設の耐震化工事等を行い、災害に強い下水道施設の推進を図ります。さらに、集中豪雨による都市型水害に対応するため、中原地区において中仙川改修事業を実施するとともに、甲州街道付近の水害対策について、調布市・国・東京都と協議を進め、対策工事等を実施します。また、浸水被

害が発生している新川地区に雨水管を整備します。

【目標指標】

- ・長寿命化事業として下水道施設の改築
- ・地震対策事業として下水道施設の耐震化
- ・集中豪雨による都市型水害対策の推進

【達成状況】

「下水道再生計画」に基づき、長寿命化及び地震対策事業について、一部入札の不調等もありましたが、管路工事、管路詳細調査、牟礼コミュニティ・センター等の下水道施設耐震化工事を実施しました。また、都市型水害対策事業については、新たに止水板を設置する市民への助成制度の創設に向けた準備を行うなど、計画どおり進捗しました。

(2)	三鷹駅南口ペDESTリアンデッキの改修に向けた取り組み	道路交通課
-----	-----------------------------	-------

【当初計画】

三鷹駅南口ペDESTリアンデッキは、平成 27 年度に行った点検の結果、構造的に緊急な修繕が必要な箇所は見つかりませんでした。供用開始から 20 年以上が経過しており、降雨時に冠水など不具合の発生が年々増加しています。予防保全の観点からは一定の措置が必要なことから、修繕については、安全性、利便性及び経済性を考慮しながら、計画的かつ段階的な取り組みを行います。また、設備についても、平成 5 年に設置したエレベーター 1 基とエスカレーター 3 基及び監視システムについては更新の時期を迎えています。そこで平成 29 年度は雨によるデッキの水漏れ対策として、タイル舗装の防水シール工事と、エレベーター 1 基及びエスカレーター 2 基のリニューアル工事を行います。

【目標指標】

- ・タイル舗装の防水シール工事
- ・エレベーター 1 基、エスカレーター 2 基のリニューアル工事

【達成状況】

タイル舗装の防水シール工事及びエレベーター 1 基、エスカレーター 2 基のリニューアル工事が完了しました。また、デッキの長寿命化に向けた取り組みとして計画的かつ段階的に修繕を行うため長寿命化計画（案）の検討を行いました。平成 30 年度は、1 期工事で完成したデッキ部分に設置されている化粧パネルの撤去工事の設計及びエスカレーター 1 基のリニューアル工事と監視システムの更新工事を予定しています。

(3)	駐輪場整備運営基本方針（仮称）の策定及び推進	道路交通課
-----	------------------------	-------

【当初計画】

「駐輪場整備基本方針」を改定して、新たに駐輪場の中長期に亘る整備・運営の方向

性を定めた「駐輪場整備運営基本方針（仮称）」を策定します。策定にあたっては、駅前周辺の事業に伴う駐輪場整備の方向性、市所有の駐輪施設の老朽化対策、利用状況を踏まえた駐輪場の整備及びサイクルシェア事業の取り組み等について検討し、基本的な方向性を定めます。

また、策定した方針に基づき、駐輪場利用料金の見直しや商店街等と連携したサービスの検討などを行います。駐輪場をより効率的に活用する等の効果が期待できるサイクルシェア事業については、引き続き社会実験を行い、庁内プロジェクト・チームによる多角的視点から検討するとともに、事業化に向けた運用方法の決定などの準備を進めます。

**【目標指標】**

- ・駐輪場整備運営基本方針（仮称）の策定及び推進
- ・サイクルシェア事業社会実験の実施と検証及び事業化に向けた運用方法の決定

**【達成状況】**

駐輪場整備運営基本方針については、三鷹市地域公共交通活性化協議会、議会及びパブリックコメント等での意見を反映し平成30年3月に策定しました。今後は本方針に基づき、駐輪場の再配置や利用料金の適正化等の具体的な施策を検討していきます。サイクルシェア事業については、4回の庁内プロジェクト・チーム会議を開催するとともに、利用者枠を170名から180名に拡充し、アンケート調査や利用実態の分析を行いました。今後は分析結果を参考に本格実施に向けた準備を進めていきます。

(4)	「公園・緑地の適切な活用に向けた指針（仮称）」の策定	緑と公園課
-----	----------------------------	-------

**【当初計画】**

公園・緑地については、求められる機能や地域ニーズの多様化への対応、施設の老朽化に伴うリニューアルの推進などが課題となっています。今後は、市内の公園・緑地の持つ機能や特性を適切に把握したうえで、地域ニーズ等に合わせた機能の再編整備を進め、公園・緑地の有効活用や利用率の向上を図っていく必要があります。そこで、庁内推進チームを中心に地域の特性やニーズに即した公園・緑地の配置や機能等について実態調査や再編の検討を行い、市民に親しまれ、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを目指し、整備と管理運営の基本的な考え方等を示した指針の策定に取り組めます。

**【目標指標】**

- ・公園・緑地の適切な活用に向けた指針（仮称）の策定に向けた取り組み

**【達成状況】**

庁内における推進チーム（5回開催）において、現地確認やワークショップ、市民アンケート（回答数285件）を実施するとともに、専門家（2名）からの意見聴取等を経て、公園に対する要望や現状や、今後の公園の在り方や求められる機能などについて整理し、市民に親しまれ、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを目指すための基本的な考え方等を示しました。



(5)	三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの推進 【まちづくり推進地区整備方針の策定に向けた取り組み】 【市道第 135 号線の整備】	まちづくり推進課 道路交通課
-----	---	-------------------

【当初計画】

三鷹市の東部地区の玄関口にふさわしい都市空間を創出するため、関係権利者や地元住民等の意見を聴きながら、「まちづくり推進地区整備方針」の策定に取り組めます。三鷹台駅前通りについては、地域住民や関係権利者の意向を踏まえ、都市計画道路や駅前広場のあり方等について検討し、都市計画変更手続きに向けて取り組みます。地域のまちづくり活動については、(株)まちづくり三鷹とともに引き続き支援を行います。

また、平成 17 年 10 月に策定した「市道第 135 号線緊急整備方針」に基づき、三鷹台駅前周辺地域（三鷹台交番～立教女学院区間、延長約 232m）について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行うため、電線類の地中化等に向けた引込連系管整備事業を NTT 及び東京電力へ委託します。架空線を地下に引込み既存の電柱を抜柱し、引き続き電線類の地中化整備等に取り組めます。

【目標指標】

- ・まちづくり推進地区整備方針の策定
- ・電線共同溝等の整備（架空線の引込み、抜柱）

【達成状況】

三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針については策定には至りませんでした。整備方針（素案）を策定し、住民からの意見募集を行いました。また、まちづくり協議会においても、整備方針（素案）の意見交換を行うなど、(株)まちづくり三鷹と連携し、協議会活動の支援を行いました。平成 30 年度は、整備方針を策定し、都市計画変更の手続きや駅前広場整備に向けた取り組みを行っていきます。

電線共同溝（引込連系管等含む）の整備については、各関係機関と工程調整を図るとともに、近隣要望等に適切に対応しながら取り組み、計画どおり完了しました。

(6)	東京外かく環状道路整備に伴うまちづくりの推進	まちづくり推進課
-----	------------------------	----------

【当初計画】

平成 21 年に国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に強く要請します。

また、「北野の里（仮称）」の整備については、平成 28 年度に開催した北野の里（仮称）まちづくりワークショップで提案いただいたゾーニング案について、広く市民意見を聴きながら決定するなど、北野の里（仮称）のまちづくり整備計画の策定に向けた検討を進めます。用地買収及び本格工事等の事業実施に伴う影響への対応や地域の交通安全及び防犯対策等について話し合う、「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民と協働で運営し、工事期間中等の地域の安全・安心対策などに取り組めます。さらに、周辺都市計画道路の事業の推進に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組みます。

多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討するとともに、平成 22 年に農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき、引き続き都市農地の維持管理に係る実証実験に取り組むとともに、代替農地の確保についても東京都に強く働きかけます。

**【目標指標】**

- ・北野の里（仮称）のまちづくり整備計画の策定に向けた取り組み
- ・都市農地の維持管理に向けた取り組み
- ・ジャンクション周辺地域のまちづくりと連携したまちづくりの取り組み

**【達成状況】**

平成 28 年度に開催した「北野の里（仮称）まちづくりワークショップ」で市民よりいただいたゾーニング案の説明の場を開催し、広く市民に説明を行うとともに、庁内対策連絡会議、助言者会議で意見をいただき、北野の里（仮称）のゾーニングを策定しました。また、都市農地の保全に向けた取り組みとして、実証実験を㈱三鷹ファームとともに行いました。

外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会を地元住民との協働により 3 回開催しました。地域住民及び関係機関等とともに、工事に伴う代替え道路等を確認し、安全対策・防犯対策を検討し、国等の事業者に対策を求めました。

(7)	三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進	まちづくり推進課
-----	----------------------	----------

**【当初計画】**

「三鷹駅前地区再開発基本計画 2022」に基づき、三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発事業が、市の「玄関口」のシンボルにふさわしい地区の活性化の拠点として、回遊性やにぎわいの創出が図られるよう検討を進め、地元の合意形成を図るとともに、UR 都市機構との連携を強化し、市街地再開発事業等に向けた取り組みを進めます。

また、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と第一種市街地再開発事業の都市計画に加えて、中央通り買物空間整備事業との一体的な整備が進められるよう、地区計画等の面的なまちづくりについても検討し、関係地権者及び地域住民と調整を図りながら都市計画決定をめざします。

**【目標指標】**

- ・都市計画決定に向けた取り組みの推進

**【達成状況】**

「三鷹駅前地区再開発基本計画 2022」に基づき、市街地再開発事業が地区の活性化の拠点となるよう、関係権利者や UR 都市機構とともに施設計画等の検討を進めましたが、関係機関との調整や関係権利者の合意形成に時間を要し、都市計画決定に向けた具体的な取り組みには至りませんでした。引き続き、関係機関との調整や関係権利者の合意形成を進め、都市計画決定に向けた取り組みを推進していきます。

(8)	空き家等の管理不適切な建築物に関する適正管理の推進	都市計画課
-----	---------------------------	-------

**【当初計画】**

空き家等に対する取り組みについては、総合的な空き家等対策を推進するため、三鷹市空き家等対策協議会を設置し、専門的な見地からの審議を踏まえ、特定空き家等認定基準を策定するとともに、平成 30 年度に予定している空き家等対策計画の策定について検討を進めます。

また、全市域を対象とした空き家等の実態調査を実施し原因等を整理して、空き家等のデータベース化を進めます。各施策については、引き続き庁内プロジェクト・チームによる多角的視点から検討します。

**【目標指標】**

- ・協議会を設置し、特定空き家等認定基準の策定等を実施
- ・空き家等の現状調査及びデータベース化の実施

**【達成状況】**

庁内プロジェクト・チームにおいて、特定空き家等認定基準について調査検討を行うとともに、平成 29 年第 2 回市議会定例会において可決成立した条例に基づき設置した「空き家等対策協議会」においても同認定基準について審議し、平成 30 年 2 月 1 日に決定しました。また、同認定基準の適切な運用を図ることを目的として、関係各課と協力し、特定空き家等認定マニュアルを作成しました。

さらに、市内の空き家等の実態調査を実施し、771 棟の空き家等を確認したほか、調査結果と苦情・相談内容を地図上で一元管理するデータベースを構築しました。

(9)	下水道事業への地方公営企業法適用の推進	水再生課
-----	---------------------	------

**【当初計画】**

平成 28 年度に策定した「下水道事業地方公営企業法適用基本方針」に基づき、平成 32 年(2020 年)4 月からの地方公営企業法の適用に向けて、引き続き固定資産調査及び台帳整備を進めるとともに、公営企業会計システム導入の検討や関係部署との調整等の移行業務に取り組みます。

**【目標指標】**

- ・固定資産調査及び台帳整備の推進
- ・公営企業会計システム導入の検討や関係部署との調整等の移行業務の実施

**【達成状況】**

移行関連業務は、3 年計画の 2 年目である固定資産の調査・評価が、予定通り進捗率約 65%となりました。また、庁内の関係部署との連携のもと、公営企業会計システム導入に向けた検討や、会計事務処理の検討など、基本的な準備関連事務を当初計画に沿って実施することができました。

(10)	花と緑のまちづくりの推進	緑と公園課
------	--------------	-------

【当初計画】

緑と水の公園都市の実現に向けて、都市公園等の公有地化や整備・改修を進め、すべての市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。まちなかグリーンベルト創出事業においては、モデル地区内で緑化工事等の助成を行い、地域コミュニティの創出と民有地の緑化推進に取り組みます。

NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会が行う講座、人材の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を行うとともに、ガーデニングフェスタの開催、街かど花壇等の管理、ふれあいの里のイベント等を同協会に委託し、市民、事業者との協働による花と緑のまちづくり事業の展開を図ります。

また、三鷹中央防災公園においては、様々なイベントやボランティア活動のフィールドとして活用するなど、指定管理者との連携により適切な施設運営及び維持管理に取り組みます。

【目標指標】

- ・公園の改修整備及び公有地化
- ・まちなかグリーンベルト創出事業の実施
- ・NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と協働した花と緑のまちづくりの推進
- ・三鷹中央防災公園の適切な管理運営

【達成状況】

公園緑地（新川あおやぎ公園、丸池公園及び大沢二丁目公園用地）の公有地化により借地公園等が永続的に確保されるとともに、老朽化した公園施設のリニューアル（むらさき児童公園）や施設等改修（堀合児童公園、北野こりす公園）によって誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを推進しました。

また、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会や市民との協働によるガーデニングフェスタを開催（平成 29 年 9 月 30 日：三鷹中央防災公園）するとともに、新川宿まちづくり協議会等との協働により、まちなかグリーンベルト創出事業（民有地内の緑化助成：2 件）を行うなど、緑の保全や緑化を推進する意識啓発、地域コミュニティの創出や拡充を図りました。

(11)	都市計画道路整備の促進 【3・4・13号（牟礼）】【3・4・7号（連雀通り）】	まちづくり推進課 道路交通課
------	--	-------------------

【当初計画】

三鷹都市計画道路 3・4・13 号（牟礼）は、連雀通り（都道 134 号）から人見街道（都道 110 号）までの区間であり、平成 12 年度に完了した人見街道から三鷹都市計画道路 3・2・2 号（東八道路）までの区間を延伸して南北に結び、周辺地域の生活道路に進入している通過交通を分散し、交通渋滞の緩和と安全性を高めることを目的としています。引き続き用地取得を進めるとともに、事業の進捗状況にあわせて延焼遮断帯の確保による防災震災対策、安全で快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上等の目的のため

に、電線類の地中化に向けた詳細設計等に取り組みます。三鷹都市計画道路3・4・7号（連雀通り）については平成21年4月に東京都と「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」の協定を結び、八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約235mについて事業に着手しました。平成29年4月より「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」として都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上等の目的のために、電線類の地中化に向けた修正設計等に取り組みます。

また、本事業にあわせて、東京都が本区間の東側から狐久保交差点付近までの間について街路事業を行っていることから、東京都区間及び三鷹市区間の接続部の構造と三鷹市区間の引き渡し時期等について東京都と調整・連携を図りながら、事業を進めていきます。「連雀通り商店街地区」については、東京都が施行する街路事業と一体的に、「まちづくり推進地区整備方針」に基づくまちづくりが推進できるよう、東京都と協議を進めます。

**【目標指標】**

- ・三鷹3・4・13号（牟礼）の用地取得171.51㎡（取得率87.9%）及び電線類地中化の詳細設計等
- ・三鷹3・4・7号（連雀通り）電線類地中化の修正設計等

**【達成状況】**

（3・4・13号）関係権利者と用地取得交渉を重ねた結果、引き渡しは次年度となりますが1件（取得率87.0%）の用地を取得しました。引き続き、用地取得に向け、丁寧な交渉に取り組んでいきます。また、用地取得の状況や警視庁協議に時間を要したことなどから、電線共同溝詳細設計を次年度以降に延期することとなりましたが、道路詳細設計に向けた路床土調査を行い、整備に向けた準備を進めました。

（3・4・7号）構造物撤去工事設計及び路床土調査を行うとともに、東京都等関係機関との調整を行いました。また、既設埋設管が想定外にボックスカルバートに近接していることが判明したため、関係機関等との調整の結果、修正設計やボックスカルバートの撤去工事時期について見直しを行い、事業工程が1～2年遅れることとなりました。

(12)	用途地域等の見直し	都市計画課
------	-----------	-------

**【当初計画】**

平成27年度に策定した「用途地域等の見直し方針」に基づき、個別に抽出した地域における具体的な課題について見直しの時期を検討しながら対応を進めます。

下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地等）については、平成28年度に策定した原案の公告縦覧や説明会等を行い、用途地域等の変更の都市計画を決定していきます。また、東京外かく環状道路中央ジャンクション周辺等の土地利用転換が図られる地域については、引き続き庁内プロジェクト・チームによる多角的視点から検討するとともに、土地利用に関する法改正等の動向を勘案しながら用途地域等の見直しに向けて土地利用の方針を検討します。

**【目標指標】**

- ・下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地等）の用途地域等の変更
- ・東京外かく環状道路中央ジャンクション周辺等における土地利用の方針の検討

**【達成状況】**

下連雀五丁目第二地区は「日本無線株式会社と三鷹市とのまちづくりに関する協力協定」に基づき、土地利用転換にあわせて用途地域、高度地区、特別用途地区及び地区計画の都市計画変更を行いました。

東京外かく環状道路中央ジャンクション周辺等の土地利用転換が図られる地域は、北野の里（仮称）まちづくりワークショップ等における意見の整理を行い、庁内プロジェクトチームにおいて用途地域等の都市計画変更の進め方を確認しました。

## Ⅷ 「教育委員会事務局教育部の運営方針と目標」の達成状況

教育部長兼教育部調整担当部長 宮崎 望

### 1 部の使命・目標に関する認識

#### (1) 部の使命・目標

◇「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成をめざし、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、学校・家庭・地域との連携・協働による学校教育の推進を図ります。

◇ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会の実現をめざします。

#### (2) 各課の役割

教育部は、総務課、学務課、指導課で構成する事務局と、図書館などの所管施設で構成され、それぞれ、①教育委員会会議、委員会内人事・予算等の総合調整、川上郷自然の村管理運営、教育施設の営繕・維持管理、②通学区域、学級編制、学校給食・保健運営、教育相談、就学相談、③学校の教育指導の援助、教職員人事、教科書採択、④図書館での資料収集・貸出、読書活動の推進などの役割を担っています。

### 2 部の経営資源（平成 29 年 4 月 1 日現在）

#### (1) 職員数

教育委員会事務局等職員 137 人（うち、他団体からの派遣職員 3 人）

職員比率（正規職員）教育委員会事務局等 137 人／市職員 988 人

職員比率 約 13.9%

#### (2) 予算規模

平成 29 年度教育委員会事務局予算額

一般会計 3,466,596,000 円

そのうち人件費を除く事業費の予算額

一般会計 3,056,687,000 円

### 3 部の実施方針

◇コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

コミュニティ・スクールの充実と発展をめざし、コミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図るとともに、保護者、地域住民が積極的に学校運営に参画し、組織的かつ継続的に学校支援が可能となるような体制づくりを推進します。

効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築をめざし、各学園の学園運営や教育活動の充実・発展を図ります。

#### ◇知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

義務教育9年間における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導の推進を図る中で、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図り、「人間力」、「社会力」の一層の育成に努めます。

#### ◇総合教育相談の充実

一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援を推進するとともに、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かし、義務教育9年間を通じた継続的かつ系統的な教育支援の充実を図ります。また、子ども発達支援センターをはじめ、福祉・保健・医療等関係機関との連携により総合教育相談の充実を図り、0歳から18歳までの生活や学習上の困難さの改善と自立や社会参加の促進を支援します。

「三鷹市校内通級教室実施方策」に基づき、市内全小学校に校内通級教室（特別支援教室）の設置を進めます。

#### ◇児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保

全市域を対象とした児童・生徒数及び学級数の将来推計の適切な更新を行い、中・長期的な課題を抽出しながら適正な学習環境の確保を図ります。また、下連雀五丁目第二地区地区計画における土地利用の方針を踏まえ、A地区において相当規模の共同住宅の建設が想定されることから、将来推計の見直しを行い、通学区域の変更を中心に、総合的な視点から適切な対応を検討します。

#### ◇安全で快適な教育環境の整備

児童・生徒が安全で快適な教育環境で学べるよう、老朽化対策と非構造部材の耐震化を含めた学校施設の長寿命化改修工事を計画的に実施するとともに、中学校特別教室等の空調設備の整備、学校トイレの洋式化やバリアフリー化を推進します。なお、これらの事業実施にあたっては、国・東京都の補助制度を活用し、財源確保に努めます。

学校、地域等が行う見守り活動を補完し、安全確保の強化を図るため、学校、保護者、地域等と協議しながら、通学路への防犯カメラの設置を進めます。

情報セキュリティの強化を図りながら、教育ネットワーク及び校務支援システムの適切な更新を行うための準備に取り組みます。また、教育ネットワーク等の更新を進める中で、老朽化した大型提示装置の更新等を行うとともに、ICTを活用した授業モデルの研究や教職員研修を推進し、効果的な活用に向けた検討を進めます。

#### ◇地域の情報拠点としての図書館サービスの充実

図書館の基本的な機能の充実と市民が交流する拠点として、これからの図書館像を示す「三鷹市立図書館の基本的運営方針（仮称）」の策定・推進に取り組みます。また、井の頭コミュニティ・センター図書室との連携や移動図書館の有効活用と巡回ステーションの配置見直しによる図書館サービス網の再編により、きめ細かな図書館サービ



スを展開するとともに、地域の情報拠点としての図書館サービスの充実を図ります。

#### ◇行財政改革の推進

学校給食の充実と調理業務の委託化の推進、川上郷自然の村の利用者拡大と効率的運営など、「新・三鷹市行財政改革アクションプラン 2022」に基づく取り組みを推進するとともに、社会教育を含む生涯学習・スポーツ・文化関連事務の市長部局への移管と組織改正を踏まえ、教育委員会と市長部局の新たな連携体制を構築し、全市的な取り組みの中で、生涯学習の総合的な推進を図ります。

#### ◇組織的な学校運営の充実と教員のライフ・ワーク・バランスの推進

「チームとしての学校」の推進、学校マネジメント強化モデル事業の実施、地域未来塾など地域人財による学校支援の推進等により、組織的な学校運営と自律的・主体的な学校経営支援の充実を図るとともに、部活動の適正化、校務支援システムの更新など、学校現場における業務の見直しと効率化を進め、教員のライフ・ワーク・バランスの推進に取り組みます。

### 4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	小・中9年間のカリキュラム改訂を含むコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展	指導課
-----	--	-----

#### 【当初計画】

次期学習指導要領の改訂に伴い、三鷹市の小・中一貫カリキュラムを見直し、義務教育9年間の連続性と系統性のある学習の充実及び教員の授業改善の推進を図ります。コミュニティ・スクールの充実・発展をめざし、学校評価・学園評価（検証）を活用した自律的な学園・学校運営の推進や広報活動の一層の充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって児童・生徒の望ましい学習習慣や生活習慣の定着を図る実践などをコミュニティ・スクールと協働で推進します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、学校運営協議会における学校運営支援を明確にし、多様な支援体制の充実を図るとともに、学校支援者養成講座の充実による、コミュニティ・スクールの理念の継承と充実・発展に向けた地域人財の養成や学生教育ボランティアの活用を推進します。

#### 【目標指標】

- ・小・中一貫カリキュラムの改訂
- ・市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合の増加
- ・学校支援ボランティアの登録者数及び参加者数の増加
- ・各学園のコミュニティ・スクールだより等を活用した積極的な広報活動や学校支援者養成講座等の充実

#### 【達成状況】

小・中一貫カリキュラムの改訂に向けて、作成委員会及び13教科・領域部会を設置し、外部専門家（計15名）、三鷹市立小・中学校の校長、副校長、教員（計103名）

により検討を進め、三鷹市の小・中一貫カリキュラム（暫定版）を作成し、義務教育9年間の連続性と系統性のある学習の充実及び教員の授業改善の推進を図りました。市立中学校への進学者数の割合は79.9%（前年度比2.3ポイント減）となりました。学校支援ボランティアの登録者数は2,822人（前年度比33人減）となりましたが、延べ参加者数は21,126人（前年度比776人増）となり、学校支援者の活動の活性化につながりました。CS委員の共通認識や情報共有のために研修を充実させ、活動ハンドブックを改訂しました。地域・保護者への情報発信充実のためにコミュニティ・スクールガイドの内容更新（2学園）及びコミュニティ・スクールだよりカラー版の増刷等に取り組みました。また、国の法改正を生かし、法制度上位置付けられた「小中一貫型小学校・中学校」や「学園単位の学校運営協議会＝コミュニティ・スクール委員会」として、より一体感のある学園経営と持続可能なシステムの基盤の構築を図るとともに、CS推進員の導入に向けた準備を行いました。

(2)	知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実	指導課
-----	-------------------------------	-----

**【当初計画】**

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の育成に向け「主体的・対話的で深い学び」の視点を活用した指導の改善など、次期学習指導要領についての周知と内容の徹底を図ります。

「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）の活用を進め、学習指導の改善と学習習慣の確立を図るとともに、国や都の学力調査、体力・運動能力調査等の結果を活用した学校の取り組みの充実を図ります。さらに、道徳教育推進拠点校事業、オリンピック・パラリンピック教育等を展開するなか、一人ひとりの学力や体力の向上を図るための授業改善を進めます。

地域未来塾事業を拡充し、地域人財の参画による教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進しながら、学力の定着を図ります。

「特別の教科」として位置付けられた道徳の時間を要とする道徳教育を通して道徳的な判断力や、実践意欲を育てるために、「考え、議論する」学習活動の充実を図ります。それらを通じて、幅広い知識と教養、真理を求める態度や豊かな情操と道徳心、健やかな身体を備えた、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒を育成します。

**【目標指標】**

- ・全国学力・学習状況調査結果の分析と学習指導の改善及び地域未来塾事業での地域人財の拡充と学力の定着
- ・小学校道徳科の適正な教科書採択、道徳教育拠点校を中核とした道徳指導の改善と小学校道徳科評価のスムーズな移行
- ・オリンピック・パラリンピック教育推進委員会による都指定校の成果の共有と市立小・中学校の体力調査結果の向上

**【達成状況】**

国や東京都の学力調査の結果分析を進め、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）

も活用しながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け学習指導の改善を図りました。また、小学校外国語（英語）研修の実施、「特別の教科 道徳」における「考え、議論する」学習活動と適正な評価の実施、オリンピック・パラリンピック教育等の推進及び体力・運動能力等調査結果を踏まえた体育授業等の改善により、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図りました。

(3)	教育支援の充実と「校内通級教室」の設置	学務課 指導課
-----	---------------------	------------

**【当初計画】**

「三鷹市校内通級教室実施方策」に基づき、市内全小学校に「校内通級教室」を設置し、児童の特性に応じた自立活動や教科の補充指導等の支援を推進します。平成 29 年度は東部地域 4 学園 9 校において、校内通級教室での指導を開始するとともに、西部地域については、新たに拠点校となる第二小学校を含む 3 学園 6 校の施設設備など、平成 30 年度開設に向けた準備を進めます。

また、福祉・保健・医療等関係機関と連携した支援を進めるスクールソーシャルワーカーを拡充し、子どもの貧困対策への対応も含め、児童・生徒や保護者へのよりの確な支援を行います。そのため、子ども発達支援センター、子ども家庭支援ネットワークとの緊密な連携を図りつつ、教育相談員や市配置のスクールカウンセラーに加え、就学相談を行う教育指導員をスクールソーシャルワーカー機能も担う就学相談員へと位置づけ、スクールソーシャルワークを強化します。

**【目標指標】**

- ・「三鷹市校内通級教室実施方策」に基づく「校内通級教室」の適正な実施（平成 29 年度小学校 9 校・30 年度全小学校で指導開始）
- ・スクールソーシャルワーカーの拡充による連携内容の強化

**【達成状況】**

・東部地域 9 校において、校内通級教室での巡回指導を開始することにより、ニーズに対し適切な指導が行われました。また、平成 30 年度指導開始の西部地域 6 校の施設整備など環境整備を行うとともに、第二小学校に校内通級教室拠点校設置に向けた準備委員会を設置し、第二小学校を含む拠点校 4 校体制での指導開始に向けた検討、準備を行いました。その結果、平成 29 年度当初 161 人（まだ校内通級教室を開始していない第七小学校の情緒障がい等通級指導学級通級児童を含む。）であった対象者が、平成 30 年度当初には 232 人（前年度比 71 人増）となりました。これまでも、小学校情緒障がい等通級指導を行う児童については、毎年度 20 人前後の増加が見られていましたが、校内通級教室の設置により、児童に必要な指導と支援が進められるとともに、児童・保護者や教員の理解が深まったことによるものと考えられます。

・子どもの貧困対策への対応を含めたスクールソーシャルワークの強化として、就学相談を行う教育指導員をスクールソーシャルワーク機能も担う就学相談員へと位置づけを見直すとともに、スクールソーシャルワークを行う職員の体制を 6 人から 10 人に

拡充した結果、関係機関との連携件数が 424 件（前年度比 40 件増）となりました。福祉・保健・医療等関係機関とのケースに応じたさまざまな連携についても深化が見られ、ニーズに対してより迅速に対応することができました。

(4)	学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施	総務課
-----	----------------------	-----

**【当初計画】**

市内小・中学校施設の長寿命化及び防災機能の強化を図り、安全で快適な教育環境を整備するため、長寿命化改修工事を計画的に推進します。長寿命化改修工事では、屋上防水、外壁塗装、窓改修やトイレ改修、バリアフリー施設の整備とともに、天井材、照明器具など非構造部材の耐震対策に取り組みます。平成 29 年度は、平成 28 年度に実施した設計に基づき、第七小学校の改修工事を実施するとともに、平成 30 年度の改修工事に向けて、第二小学校と第一中学校の実設計を行います。

なお、工事の実施にあたっては、国、東京都の補助制度を活用し、財源確保に努めます。

**【目標指標】**

- ・第七小学校の長寿命化等改修工事及び第二小学校と第一中学校の長寿命化改修工事実設計の実施

**【達成状況】**

第七小学校については、国庫補助金及び都補助金を活用しながら設計内容どおりに工事を完了することができました。第二小学校及び第一中学校についても、平成 30 年度の長寿命化改修工実施に向けて、現場調査と学校との協議を重ねながら、実設計を完了しました。両校の I 期工事の改修事業費については、事業の財源として国庫補助金をより確実に確保するため、平成 29 年度 3 月補正予算に計上し、平成 30 年度に実施することとしており、屋上防水、外壁改修、窓改修、照明改修に加え、非構造部材の耐震化、出入口スロープの設置等に取り組み、安全で快適な教育環境の整備を図っていきます。

(5)	ICT を活用した教育内容の充実と教育ネットワーク・校務支援システムの適切な更新	総務課 指導課
-----	--	------------

**【当初計画】**

平成 30 年度で契約期間が満了する教育ネットワーク・校務支援システムの適切な更新を行うための準備を進めます。更新にあたっては、文部科学省の緊急提言を踏まえ、校務系システムと学習系システムの分離構築など、セキュリティ対策の強化を図ります。併せて、平成 28 年度に策定した「三鷹市立学校情報セキュリティ基本方針」に基づき、教職員のセキュリティ研修を実施するなど、学校の情報セキュリティの更なる向上を推進します。

学習指導要領の改訂や ICT を活用した授業モデルの研究等を踏まえ、「主体的・対話

的で深い学び」を推進するため、老朽化した大型提示装置（電子黒板等の授業支援機器）の更新等の整備を行うとともに、教育ネットワーク等の更新に併せて、各学校のパソコン教室のパソコンのタブレット化を実施し、教育内容の充実を図ります。

**【目標指標】**

- ・小・中学校全校における大型提示装置の更新等の整備と、ICT を活用した教育の推進
- ・新教育ネットワーク・新校務支援システムの設計・構築着手

**【達成状況】**

大型提示装置については、予定どおり夏季休業期間中に更新及び研修を実施し、平成 29 年 9 月（2 学期）から利用を開始しました。更新にあたっては、全て電子黒板機能を備えた機器に入替えを行いました。また、教育ネットワークシステムについては、セキュリティ対策の強化、学習効果の向上や校務事務の効率化を図るため、事業者選定、基本設計及び詳細設計を実施するとともに、サーバ機器等の調達及び新しいデータセンターの選定を行いました。

校務支援システムについては、プロポーザルの実施にあたり、校長を含む教員と教育委員会事務局職員で構成する校務支援システム更新検討委員会での調達仕様書の検討及びプロポーザルでのデモンストレーション評価を行うなど、学校現場の意見を反映しながら選定を行いました。また、学校及び教育委員会事務局各課のヒヤリングをもとに、カスタマイズ範囲を確定しました。

平成 30 年度に予定する教育ネットワークシステムの更新では、新学習指導要領の実施を見据えて、パソコン教室端末のタブレット化を実施し、更新した大型提示装置の活用を全校で進めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」を実現する ICT の効果的な活用に向けた教員研修や授業研究を推進し、教育内容の充実を図ります。

(6)	「三鷹市立図書館の基本的運営方針(仮称)」の策定と図書館サービス網の再編	図書館
-----	--------------------------------------	-----

**【当初計画】**

図書館サービスの向上と図書館機能の充実を図るため、市民の多様な意見を反映しながら、「三鷹市立図書館の基本的運営方針（仮称）」を策定します。井の頭コミュニティ・センター図書室については、図書館システムを導入し、分館と同様の機能を持った地域の図書室として連携を開始します。新移動図書館車については、巡回日数を週 3 日から週 4 日に拡充するとともに、巡回ステーションを 13 ステーションから 19 ステーションに増設し、来館困難者に配慮したステーション配置により、きめ細かなサービスを展開します。

**【目標指標】**

- ・「三鷹市立図書館の基本的運営方針（仮称）」の策定と推進
- ・井の頭コミュニティ・センター図書室との連携開始
- ・新移動図書館車による再配置した巡回ステーションによる運行開始  
（目標値 貸出者数：9,000 人以上、貸出点数：35,000 点以上）

**【達成状況】**

図書館協議会での協議、パブリックコメントの実施を経て、平成 29 年 12 月の教育委員会で「三鷹市立図書館の基本的運営方針」を審議・確定し、推進に取り組みました。井の頭 CC 図書室との連携では、市立図書館分館と同様の機能を持った地域の図書館として平成 29 年 7 月 20 日から連携を開始しました。連携開始後の利用実績は、来館者数 32,013 人、貸出者数 15,369 人、貸出点数 49,377 点となりました。8 月～3 月実績と比較すると貸出者数では前年度比 2.94 倍の 14,931 人、貸出点数は 2.85 倍の 47,765 点となりました。移動図書館は、巡回日数を週 3 日から 4 日へ、巡回ステーションを 13 か所から 19 か所に増設し、巡回を開始し、貸出者数 9,031 人（前年度比 1.37 倍）、貸出点数 36,201 点（前年度比 1.34 倍）の実績となりました。今後、井の頭 CC 図書室との連携を更に強化するとともに、移動図書館の各ステーションの利用状況や利用実績等から巡回ステーションの配置について継続的に検証していきます。

(7)	学校給食の充実と効率的な運営の推進及び市内産野菜の活用	学務課
-----	-----------------------------	-----

**【当初計画】**

安全でおいしい学校給食の充実と効率的な運営を図るため、新たに大沢台小学校で給食調理業務の民間委託を開始します。また、平成 30 年度から新規委託予定の第七小学校と、委託開始から 5 年目を迎える第二中学校の事業者選定を行います。

委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」を通して、実施状況の確認と必要に応じた改善の検討を行い、学校給食の充実と効率的な運営を推進します。

市内産の季節の野菜を積極的に学校給食に取り入れることにより、新鮮でおいしい給食の提供と地産地消を促進するため、JA 東京むさしとの連携を図り、市内産野菜の使用率向上に向けた供給システムの構築やモデル事業など、具体的な検討と準備を進めます。

**【目標指標】**

- ・平成 30 年度から 1 校の給食調理業務の新規委託開始及び既委託 1 校の委託業者見直しに向けた準備（委託校：計 17 校（平成 30 年 4 月時点））
- ・市内産野菜の使用率向上をめざした供給システムやモデル事業の検討と準備

**【達成状況】**

大沢台小学校の給食調理業務委託を平成 29 年 4 月から開始するとともに、平成 30 年度から委託を開始する第七小学校、委託開始から 5 年目を迎える第二中学校の事業者をプロポーザル方式により決定しました。委託校においては、保護者、学校、委託事業者、教育委員会事務局で構成する「学校給食運営協議会」を、大沢台小学校では平成 29 年 7 月と平成 30 年 2 月に、その他の委託校では平成 30 年 1 月～2 月に開催し、各校における良好な運営を確認しました。

JA 東京むさしと連携し、学校給食における市内産野菜の使用率向上に向けて、全小・中学校において「三鷹産野菜カレーの日」、「三鷹産野菜の日」を開催するとともに、野菜の供給システムの構築の可能性などについて検討を行いました。

(8)	快適な学校環境の整備（中学校特別教室等の空調設備整備の推進、学校トイレ改修工事の実施）	総務課
-----	---	-----

**【当初計画】**

平成 27 年度から計画的に進めてきた中学校特別教室等 61 教室の空調整備について、最終年次として、多目的室、進路指導室など 21 教室への空調設備設置工事を行います。

また、学校トイレの洋式化、床のドライ化、バリアフリー化の推進として、羽沢小学校のトイレ改修工事に取り組み、快適な学校環境を整備します。

なお、工事の実施にあたっては、国や東京都の補助制度を活用し、財源確保に努めます。

**【目標指標】**

- ・ 中学校特別教室等の空調設備設置工事の実施
- ・ 羽沢小学校トイレ改修工事の実施

**【達成状況】**

平成 27 年度から計画的に進めてきた中学校特別教室等 61 教室の空調設備整備の最終年次として、国庫補助金を活用しながら、多目的室、進路指導室等 21 教室の整備工事を実施しました。平成 29 年度の工事完了をもって、全小中学校の普通教室及び特別教室への空調整備率は 100%を達成しました。また、学校トイレの洋式化、床のドライ化、バリアフリー化についても、国庫補助金及び都補助金を活用しながら、羽沢小学校の I 期工事を実施し、快適な学校環境の整備を推進することができました。

(9)	教育センターの耐震補強等工事に向けた取り組み	総務課
-----	------------------------	-----

**【当初計画】**

教育センターについて、耐震性の確保を図るとともに、老朽化した施設設備を更新するため、実施設計を行うなど耐震補強等工事の実施に向けた取り組みを進めます。工事期間中の代替施設として教育センター暫定施設（旧総合保健センター）の改修工事を実施し、円滑な移転を図ります。

**【目標指標】**

- ・ 教育センター耐震補強等工事の実施に向けた取り組み
- ・ 代替施設改修工事の実施と円滑な移転

**【達成状況】**

教育センターの耐震性の確保を図るとともに、老朽化した施設設備を更新するため、教育センター耐震補強等工事について、平成 28 年度に引き続き実施設計を行い、平成 29 年度 6 月補正予算に工事費等を計上し、9 月に市議会定例会での議決を経て工事請負契約を締結しました。平成 31 年 2 月の工事完了に向け順調に工事が進行しています。

また、工事期間中の代替施設として教育センター暫定施設の改修工事を実施し、平成 29 年 8 月に予定どおり移転を完了しました。移転にあたっては、関係部署と連携し丁寧な広報・周知を行い、大きな混乱もなく移転前と変わりなく事務を再開することができました。今後は引き続き教育センター耐震補強等工事を安全かつ適正に実施す

るとともに、平成 31 年度に予定している工事終了後の円滑な再移転に向けた準備を進めていきます。

(10)	児童・生徒数の増減への適切な対応	総務課 学務課
------	------------------	------------

**【当初計画】**

全市域を対象として、市内の人口動態や大規模な住宅開発の動向など、さまざまな要素を勘案した児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を行い、中・長期的な課題を抽出しながら適切な対応を図ります。

下連雀五丁目第二地区地区計画における土地利用の方針を踏まえ、A地区において相当規模の共同住宅の建設が想定されることから、最新の正確な情報に基づき、将来推計の見直しを行い、通学区域の変更を中心に、総合的な視点から適切な対応を検討します。

**【目標指標】**

- ・児童・生徒数の将来推計の更新
- ・下連雀五丁目第二地区地区計画における土地利用の方針を踏まえた適切な対応の検討

**【達成状況】**

庁内プロジェクト・チームにおいて、さまざまな要素を勘案した児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を行い、適切な対応の検討と情報共有を図りました。

下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地）に大規模な共同住宅の建設が計画され、平成 32 年度(2020 年度)以降に同地区の児童・生徒数の増加が見込まれることから、適正な学習環境を確保するため、「下連雀五丁目第二地区開発事業への対応方針」を定め、児童・生徒数が減少しており、今後も減少が見込まれる学校に、通学区域を一部変更する方針を決定しました。また、通学区域の変更に向けて、関係する学校の保護者や地域住民等への説明会等を開催し関係者への周知に努めました。

(11)	通学路の安全確保の充実	学務課
------	-------------	-----

**【当初計画】**

学校、地域等が行う通学路における児童・生徒の見守り活動を補完し、安全確保の強化を図るため、東京都の補助制度を活用し、平成 28 年度までに小学校 15 校中 9 校の通学路へ防犯カメラを設置しました。また、地域の特性を踏まえ、第七中学校の通学路に 3 台の防犯カメラを設置しました。29 年度は新たに市立小学校 3 校の指定通学路に防犯カメラを設置します。設置にあたっては、各学校に防犯カメラ設置場所検討協議会を立ち上げ、学校、保護者、地域の関係者との見守り活動の一層の充実について検討しながら、より効果的な設置場所を選定します。

**【目標指標】**

- ・各校通学路への防犯カメラの設置（第二小、南浦小、中原小）



#### 【達成状況】

都の補助制度を活用し、平成 29 年度は小学校 3 校の通学路に各 5 台の防犯カメラを設置しました。設置場所については、各校において通学路防犯カメラ設置場所検討協議会を設置し、学校をはじめ PTA や交通安全対策地区委員会、青少年対策地区委員会等の地域関係者と検討・協議を行い、地域の実情に応じた設置場所の選定を行うことにより、児童の安全確保の向上を図るとともに、地域の見守り活動の充実を図りました。

